陳　述　書

2022 年 9 月 13 日

東京地方裁判所　民事第 50 部　合ろ係御中

福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場 116 番地

原告　井戸川克隆　　印

≪平成 27 年（ワ）第１３５６２号≫

福島被ばく損害賠償請求事件

東京電力福島第一原子力発電所における事故調査・検証委員会　最終報告（概要）から

被告らの任務懈怠を許さない

本書の趣旨説明

本陳述書は、被告らが自身の不作為を覆い隠し、恰も原告が無い物ねだりをしているかのような不当な反論に対して、被告らにこれだけ任務懈怠と不作為があったと、政府事故調が指摘しているんだぞ、という意味で述べることにしたものである。

以下は、「**東京電力福島第一原子力発電所事故調査の政府最終報告（概要）添付資料**」から任務懈怠と不作為箇所を抽出し、「**双葉町地域防災計画　第5章部門別地域防災計画　原子力災害対策計画（平成13年度修正）添付資料**」に基づき、政府災害対策本部並びに規制主務省庁らの事故時の責務を、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子炉等規制法、中央防災会議「防災基本計画（抄）平成20年2月18日中央防災会議決定―第10編原子力災害対策編」、平成22年9月14日一部改訂版「原子力災害対策マニュアル」、文部科学省「平成16年3月　原子力防災の手引き」、原子力安全・保安院「原子力について　防災対策」等の法並びにマニュアルに照らし任務懈怠を明確にして、原告への不当で悪質極まりない言いがかりのみならず、裏切り及び虚偽の２０ミリシーベルトという後付けの基準の強制に伴う放射能傷害等の加害行為の実体を視える化したものである。

はじめに

原告の事故当時の立場は、地方公共団体の双葉町長並びに双葉町災害対策本部長の要職にあった。又、原子力行政では、全国原子力発電所所在市町村協議会の副会長、福島県原子力所安全確保連絡会議及び下部組織の福島県原子力発電所安全確保技術連絡会、福島県原子力広報協会、福島県原子力発電所所在町協議会などの会員として、東京電力株式会社並びに資源エネルギー庁・原子力安全・保安院らと共に連日連夜、原子力発電所の安全と発展に寄与していた。

しかし、本件発電所破壊事件前までは、被告東電と被告国は原発事故は絶対起きないと宣伝し、事故が発生したら「**想定外**」ですと言い、本裁判では、被告らは、原告に訴追する理由は無いと否定しているが、原告には事故前に被告らから示された資料がたくさんあ

り、被告らは反論にならない詭弁を繰り返しているだけである。

発電所は誰が見ても壊れた、物理的に壊れて原型を止めていない。事故前の原型と機能が存続していたら、原告の訴追は架空を訴えていると言えば良い。現在、どこから見ても、誰が見ても原型を止めていない。エネルギー不滅の原則から言えば、原型から異形に変化した物量は、物理的に被害・損害に変化したのである。この変化に伴って生じた変位量が損害量とならなければ、不滅の原則に反することになる。原告は、この変位量を「**被害**」として、被害を「**損害量**」として、当然の権利として求償することにしている。

さて、ここで政府事故調の最終報告（概要）を分析しようとしたのは、本件裁判において被告らの反論からは、本件事故に関する実証、実数が未だ提示されていない。このため、被告らは原子力産業への協力関係にある専門家らを多用し、原告自身の「**強烈な体験**」の実証を得られず推計とか、推定という以外に反論ができない始末では全く勝負にはならないのである。

このような推論を解明してくれるのは、以下に示す政府事故調（本資料）に記されている「**やらなかった、やらなければならなかった、出来なかった、しなかった**」などが、政府事故調査委員の方から数え切れないほど任務懈怠、不作為等として指摘されていることである。

このような**指摘をされないように実行されていれば**、「**想定外**」などという不当な言い逃れをせずに、本件の**事故は防げた**のである。

以下に、「**やらなかった、やらなければならなかった、出来なかった、しなかった**」などの**不作為・怠慢・任務懈怠・ごまかし**を抽出して枠内に示しましたので、ご確認いただき本件の悪質な人災を、ご理解いただきたいと願う次第です。

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会　最終報告（概要）平成 24 年 7 月 23 日で識別された不作為事案

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
1	2頁	【3 号機代替注水】 高圧注水系手動停止の際に代	政府 東　京	＊任務懈怠・不作為事案 事業者側の稚拙さと、規制側の設計審査・完了検査の杜撰さを意味している。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		替手段をあらかじめ準備しなかったことにより、6 時間以上にわたって原子炉注水が中断した。	電力	B.5.b 対策の不備。 東京電力の危機管理の任務懈怠。	
2	2 頁	【2 号機 S/C 圧力・温度の監視】 圧力抑制室（S/C）の圧力・温度を継続して監視するとともに、あらかじめ消防車注水ラインを準備し、原子炉隔離時冷却系(RCIC)停止を待たずに原子炉減圧操作を行う必要があった。しかし、14 日 4 時 30 分頃まで計測が行われず、速やかな代替注水が実施されなかった。	東　京電力 政府 保　安院	＊任務懈怠・不作為事案 東電の安全管理・品質管理の杜撰さである。 原子力安全委員会の作文主義がもたらした現場能力の不勉強である。 B.5.b 対策の不備。 欠陥措置だったことが露呈した。	
3	3 頁	【損傷状況の継続した徹底した解明の必要性】 主要施設の損傷が生じた箇所、その程度、時間的経過を	政府 東　京電力	＊不当な政府災害対策本部の存在・原子力安全・保安院の任務懈怠・不作為・虚偽の公表・信用棄損 2011 年 12 月 16 日の政府の事故収束宣言は誤りであることをここで証言している。 したがって、政府は重大な偽証を行ったことが証明されている。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		始めとする全体的な損傷状況の詳細、放射性物質の漏出経緯、原子炉建屋爆発の原因等について、いまだに解明できていない点も存在する。		原告は、2012 年 3 月 7 日事故現場に入り、東電に事故収束の確認をしたら、事故は収束していないと答えているので、**本件事故は継続中**である。避難解除はあり得ない。	
4	3頁	【原子力災害現地対策本部】 原災マニュアルは、現地対策本部の設置されるオフサイトセンターが機能することを前提に作成されているが、今回の事故の際は、その前提が崩れ、原災マニュアルが予定していたような対応ができなくなるという問題が発生した。 シビアアクシデントにおいてもオフサイトセンターが機能するような方策をあらかじめ講じておくべきだったし、仮にオフサイトセンターが機能しなくなるような事態になっ	官邸 保安院、東京電力	＊背任・任務懈怠・偽装・不当介入・義務不履行事案 オフサイトセンターは整備されていたが、事故発生後は意図的に機能させなかったと判断している。 なぜなら、東電テレビ会議では、オフサイトセンターと各発電所並びに東電本店の画像が映し出されている。 自然に考えれば、機能回復した時点で原子力防災専門官が、欠席していた浪江、双葉、大熊、富岡各町に参集の呼びかけができたはずである。 これは政府災害対策本部（官邸）及び経済産業省原子力安全・保安院の悪質な事故隠しに他ならない。 発電所周辺自治体を排除する悪質な意図が感じられて仕方がない。 **このことは本件事故隠しの要点である**。 ここに明記されていること（オフサイトセンターに設置される機能班における活動）は実際の事故ではかなり制限されるが、時間の経過とともに体制は整ってくるが、本件においては恣意的・功利的に、オフサイトセンターを機能させない理由が隠さ	6 ～16 27 ～31

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
	4頁	たとしても事故に対処できるような方策を併せて講じておく必要があった。 原災本部長から現地対策本部長への権限の委任については、保安院職員が菅総理の了承を求めるタイミングを失した上、現地対策本部から再三にわたって委任手続きの進捗状況の確認を求められても主体的に動かず、内閣官房及び内閣府の職員も保安院に対して委任手続きを進めるよう注意喚起せず、委任手続きが行		れていると感じている。 しかも、菅直人政権はこれを無視し続けた。 オフサイトセンターの機能は、東電テレビ会議の映像を見れば、オフサイトセンターで武藤や小森が応答していることが分かる。 事故の中心は双葉・大熊町だが、事故対応は遠くにいる者達が緊急事態応急対策の中心に登場したためにオフサイトセンター機能は加害者側に偏った者達の都合に合わせたものにされてしまった。 このために、加害者に支配された者達の有利な虚偽の事故対応プロセスが作られてしまった。 更に、菅直人政権が独裁の下で、原災法の機能を完全に喪失させてしまった。 合同対策協議会の正式な事務担当の原子力安全・保安院の本庁並びに現地の第一保安検査官事務所がこのシナリオに従って、偽装が始まった。 本件事故では規制義務の責任を回避するために、原子力安全・保安院らは自分たちの第一義的責任の結果回避対策の不備の追及をかわすため、実質的事故対応を行うERC の本部機能体制を素人政治家の菅直人政権に丸投げしてしまった。 本部機能を整えなかった結果、保安院を消滅させて、規制庁に呼び名を変えてまで事故時の責任からは逃げさせようとした。 事故前と事故時には保安院は存在していたのだから、呼び名、姿を変えても知らぬ、存ぜぬで済ますことはできない。この組織が事故時に対応することが困難だったの	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		われない問題が発生した。		は事実だったが、2～3 日の内には体制を確立させることができたはずである。 これを完成させずに今日に至っていて、**事故収束**とか**避難解除とか言うのは筋違いである**。 周辺住民に対して乱暴で無礼な公務員義務違反として記録されていることは消すことはできない。 これができなかったことは菅政権が自分の個性からくる公務員職権濫用にあたり、オフサイトセンターに参集しなければならない町は、周辺住民に対して回復し難い任務懈怠をさせられたのである。 **菅直人政権は不作為と違法な介入を謝罪して、被らせた損害の全部を賠償しなければならない**。（国家賠償事案）	
5	4頁	【原子力災害対策本部】 「官邸内の対応」 原災マニュアルによれば、政府における緊急事態応急対策の中心となる原災対策本部は官邸に設置し、官邸地下にある官邸危機管理センターに官邸対策室を置くこととされて	保安院、内閣官房、内閣府	**＊背任・虚偽・保安院の任務懈怠及び不作為事案** 原告は原災マニュアルに基づき、町災害対策本部を立ち上げた。町が法に基づいた対応をしていたが、政府側が法を守っていないことは後で知った。国自ら脱法をすることは想定外であり、発電所周辺自治体及び住民に事故の対応を丸投げにするとは思い及ばなかった。 官邸が本件事故の被害・損害の発生原因である。 原子力防災専門官からの参集の連絡が無い中で、町独自に災害対策本部を開催した	21～26

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		いる。 また各省庁の局長級幹部職員（「緊急参集チーム」」は同センターに参集することとされている。しかし、今回の事故においては、避難措置等の事故対応についての重要な意思決定の多くは、官邸危機管理センター（緊急参集チーム）を離れて、官邸地下の中 2 階の一室または官邸 5 階において、関係閣僚、安全委員会委員長、保安院幹部、東電幹部らにより行われた。 「一般に、原子力災害が発生した場合、できる限り情報入手が容易で、現場の動きを把握しやすい、現場に近い場所に対策の拠点が設置される必要がある。」政府における福島		のは、第 1 回災害対策会議から第 4 回会議までだった。この災害対策会議は役場庁舎にいるときだけで、避難開始後は限られたメンバーのみで会議を開いてきた。 事故発生後の一番情報が欲しいときに原子力防災専門官が不在（未確認）で、欲しい情報を得ることができなかった。その専門官が来ていて、指導を受けていれば、町民の混乱を避け、被ばくさせることなく避難が出来たと思うと慚愧に耐えない。 原告ら双葉町民達を、放医研では「双葉地区住民はハイリスク群」と呼ぶに至った主因は、避難開始までに大幅な無駄な時間を費やさせられたことが主因である。 ここでは、政府災害対策本部そのものが機能不全で、原災法並びに関連法に基づかない違法なものであるので、原告にはこれに従う理由は無い。 政府現地対策本部は政府対策本部長の権限の一部委任がないので、合法的なものではない。 従って、全ての事故対応は無効であると政府事故調は証明している。 この為、会議、指示等は何の効力を持たないことがここで証明されている。 平成 22 年の浜岡原発総合防災訓練は、官邸のホームページに動画が映っている。この時には、官邸地下の危機管理センターで大畠経産大臣から緊急事態宣言（案）を菅総理が受け取り、この場で原子力緊急事態を宣言し、半径 10km 以内の住民に避難を呼び掛けていた。この場には、伊藤危機管理官、保安院長の顔が映っており、菅総理がマニュアル通りに避難指示を行い、関係する閣僚、危機管理関係職員、保	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		第一原発の情報収集拠点であった経産省緊急時対応センター(ERC)から離れた官邸内において		安院長並びに職員らが並んで映っていた。 「本件事故でマニュアルの通りに対応しなかった言い訳は通じない。」と、政府事故調は政府の不作為を指摘しなければならない。	
6	5頁	意思決定が行われていたこと、また官邸内においても、その情報集約拠点である官邸危機管理センターとは離れた別の場所（官邸 5 階等）において意思決定が行われていたことなどから情報の不足と偏在が生じ、十分な情報がないままに意思決定せざる得ない場合も生じた。 **「今回の一つの大きな教訓とすべきである」** 正確な情報を迅速に入手する	内閣府、政府、原子力安全委員会、保安院	**＊背任・違法・任務懈怠・不当介入・不作為事案** 原子力防災体制を壊して政府主導体制で初期対応をしたために、双葉町は自身の置かれている状況が全く知ることができなかった。 このため、適時的確に町民の身体・生命・財産を守ることができなかった。避難基準の共有をせずに、双葉町の深刻な状況に無知な菅直人政権たちは無謀にも、違法な事故の指揮を取ってしまった。 事故時に必要な情報が東京にいた者に閉ざされてしまえば、「*双葉町原子力災害対策計画 14 頁 13 原子力防災に関する町民に対する知識の普及と啓発（1）放射線及び放射性物質の特性に関すること（2）原子力発電所の概要に関すること（3）原子力災害とその特殊性に関することについて、学んでも役立てることはできないのである。*」 **「～大きな教訓～」という言い方は、政府をかばう言い方に過ぎない。もともとやることにしていた大事なルールを一方的に破って、被ばく被害を発生させたのだから、傷害事件として提訴すべきものであるので、決して「教訓」という呼び方で片づけられるものではない。**	6～16 14

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		ことは、いうまでもなく原子力災害対策の基本である。電力事業者の本社本店に移動することなく、官邸等、政府施設内にいながら、より情報に近接することのできる仕組みの構築が検討されるべきである。		官邸の事故対応記録関係の書籍を読むと、災害対策の基本である人命、即ち、第一原発近隣の住民の防護を怠り、プラントの推移だけを見ていたことがよく分かった。 政府事故調の提言は、事故実態の全公開と国民の審査が必要である。あまりにもひどい事故対応は、幼稚園生以下である。とにかく被告東電を守るために官邸は働いたと見ることができる。	
	5頁	「情報収集の問題点」 東京電力のテレビ会議システムをERCにも設置するという思いが至らなかった。また、情報収集のために、保安院職員を東京電力へ派遣するといった積極的な行動も起こさなかった。	官邸 保　安院 東電	＊政府の虚偽・偽装・不作為・任務懈怠 テレビ会議システムは平成22年度浜岡原発の総合防災訓練では使っていた。官邸、オフサイトセンター、静岡県庁、御前崎市が官邸危機管理センターのテレビ大画面にそれぞれが映っていた。 政府事故調はでたらめを言っている、隠したいことがあるからテレビ会議を使わないようにしているだけではないか。 ３月１３日以降の東電のテレビ会議を見れば、画面にオフサイトセンターの映像がある。オフサイトセンターとERCは繋がっており、当然、官邸の危機管理センターとも繋がっていたはずだ。東電テレビ会議の画面を見れば、全画面の一マスが黒塗りされている。この黒塗りを外せば何か見えてくるはずだ。 それでも繋がっていなかったとすれば、それは政府による偽装を示している。	7

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				「情報収集のために東京電力へ派遣する」ことはあり得ない話である。テレビ会議にオフサイトセンターが映っていることは、事故現場情報が ERC に直結されているので、東電へ派遣することは不要である。 なぜ、ここで政府事故調は「東電へ派遣する」といったのか、悪意に判断すると ERC・保安検査官事務所をかばうためではないかと疑っている。	
7	5頁	【福島県災害対策本部】 福島県は、3月11日、知事を本部長とする県災対本部を設置し、事故対応に当たったが、県災対本部内外の連携等が十分でなかったために、避難区域内に取り残された双葉病院の入院患者等の避難・救出が大きく遅れるなどの問題が発生した。	官邸 保安院 福島県 大熊町	＊虚偽・違背・不作為事案 （福島県は）原子力災害対策マニュアルに、福島県が県民に果たさなければならない役目が明記されている。しかも、平成２２年度原子力防災訓練を県知事主導の下で行い、この訓練の反省までしていた。 本件において実際福島県が主導したのは、町民の避難に関し川俣町を紹介しただけだった。 双葉病院入院患者死亡事件は福島県及び大熊町が災害対策基本法の定めを守らなかったために発生した人災である。 この事件の根源は、原災法による原子力災害現地合同対策協議会を立ち上げずに、官邸の独裁による情報閉鎖がもたらしたことが主因と考えている。 事故時の実態は、この（双葉町地域防災）計画の真逆の対応で放射能の実測を公表せずに放射能の被害を隠ぺいしたことである。 とくに酷いのは、町災害対策編の 4（原子力発電所周辺地域における環境条件の把握）、5（事故状況の把握及び連絡）、6（緊急時環境放射モニタリング）、7（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持）、9（緊急時医療活動）に	3 3

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				関しては、実施することなく、知らないふりに徹している。福島県の不作為事案の見本である。 福島県が正式な福島県現地対策本部を立ち上げなかったことで、双葉町は情報過疎になり、滅法な対応しかできなかった。避難場所で町民たちは、町内の医師の徹夜の治療に支えられていた。まさに阿鼻叫喚の狂乱状態だったが、福島県からは誰も派遣されなかった。	
8	6頁	【原子力緊急事態宣言の発出】 11日17時42分頃、海江田経産大臣は寺坂保安委員長らとともに菅総理に対し、原子力緊急事態宣言の発出について了承を求めたが、菅総理の質問に対して十分な説明ができないまま時間が経過し、同宣言は19時3分に発出された。事態や関連法案の詳細についての把握より、まず緊急事態宣言の発出を優先すべきであ	官邸、経　産省、保安院	＊義務違反・不作為・任務懈怠・発電所周辺自治体への背信 海江田経産大臣らは事故時の職務を放棄して、なぜ官邸に責任を転嫁したのか分からないが、本件事故時の主体者として中心で事故時のマニュアルを駆使して、迅速に発電所と発電所周辺自治体の住民のために働らなければならなかったのに、事故対応の中心を官邸の無策な素人政治家たちに、自分たちの責任を転嫁してしまったことによる混乱だった。 海江田経産大臣の責務放棄と、保安院の任務懈怠及び職場放棄と、第一原発保安検査官の逃避が主因。 この結果、稚拙な官邸が不慣れな介入を行ったために、発電所周辺の住民のパニックを防ぐための情報閉鎖によって大幅なロスタイムを発生させ、避難を遅らせてしまい、不要な被ばくによる被害が多発した。これは避難妨害という人災である。 「双葉地区住民はハイリスク群」と呼ばれる原因を生じさせたのは、保安院の任務	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		った。		懈怠と官邸のロスタイムにより、避けることが可能だった本件最大の被ばくをさせられたことである。 菅直人総理の個人的人間性も絡んで、政府対策本部長は政府現地対策本部長に権限の一部委任をしていないために、正式な合同対策協議会を開催させなかったことが原因である。	
9	6頁	【福島第一原発視察】 菅総理は12日福島第一原発の視察を実行したが、他の代わりとなる人物を派遣して状況を確認させるなどの方法によるべきではなかったのかという点で、なお疑問が残る。	菅直人総理	＊虚偽・違背・義務違反 著書「官邸の 100 時間」には、官邸の国の機関への指導力のなさ、災害対策基本法並びに原災法を無視する菅総理の独裁が事故直後にあったことが記録されている。菅総理の幼稚性を示すパフォーマンスぶりをテレビで流し、国民の目を発電所だけに集中させ、災害対策基本法、原災法等の目的である「国民の救助・救済、保護等」を反故にしたことが明らかにされている。 過去のあらゆる原子力災害防災訓練の資料を見ても、総理自身が原子力発電所の事故を監理・監督することになっていないのにかかわらず、法外な不当介入の実績を作ってしまい、避難する権利を妨害し国民への違背を行った責任を問い、これによって生じた損害賠償請求を追及しなければならない。(国家賠償事案)	
10	7	【具体的事故対処についての	官邸	＊越権・任務懈怠・背任	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
	頁	官邸の関与】 菅総理は、12 日 18 時過ぎ頃、海江田経産大臣から 1 号機原子炉への海水注入命令について報告を受けた際に、専門的知見を有する関係者が的確な対応をせず、また、安易に海水注入を中止させようとした東京電力幹部の姿勢にも問題があった。 現場対処に関わる事柄は、事業者がその責任で判断すべきものであり、当初から政府や官邸が陣頭指揮をとるような形で現場の対応に介入することは適切でないと言えよう。	保安院、原子力安全委員会、東京電力	その通り、官邸の不当な介入により、地元では大きな混乱が起き、暗中模索の末に多くの町民に被ばくをさせてしまったことは、傷害事件である。 これはこの（双葉町の原災応急対策）計画書の存在を知らない官邸が、事故対応を主導したために起きた被害は官邸らによる人災である。 ＊不当介入 地震・津波の被害が多かったので、原告の対応は、原発の事故の広がりについては手薄になっていたのは事実である。町は発電所の情報が分断されていなかったら、ベント開始前に避難開始を国に任せず決断することができた。 総理官邸の稚拙な判断と不当介入によって、本来得られるべきスピーディ情報と緊急時環境放射線モニタリング測定データが届けられなかったのは許せない不作為であることと、事故時の防災訓練マニュアルの実行を止めたために被害が拡大したことが事実である。これは国家賠償事案である。 原告ら双葉町民は官邸の不当な介入と不作為によって被ばくをさせられたのである。被ばくは終わりなく続く被害であり、健康障害は永久に回復できない。	
11	8頁	【モニタリングの在り方】 オフサイトセンターにある現地対策本部を拠点としたモニタリング活動が十分でなかっ	官邸、保安院、福島県	＊背任・偽装・義務違反・任務懈怠・人災 町は、県及び事業者が整備する環境放射線モニタリング設備、機器等の活用に努めるとされたが、整備はされていたが、正式な合同対策協議会が実行されなかった為に、モニタリング班に町職員を派遣することができなかった。	6

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		たことから、3 月 16 日関係機関の役割分担が整理され、データ評価等の範囲等について、関係機関の間で事前に十分な調整が行われた上で取り決めがなされたとは言いがたい状況にあった。		これが原因で、町対策本部は事故の進捗を知る手立てがなくなり、町民の生命及び身体を被ばく被害から守ることができなかった。これは国による加害行為である。（国家賠償事案） 過去の防災訓練では、双葉町及び発電所周辺自治体が合同対策協議会から外された記憶がない。 もし、発電所周辺自治体を防災訓練から排除したら、住民の避難訓練そのものが無意味なものなってしまうので、発電所周辺自治体が防災訓練の主役となっていた。 本件ではこれを外して、遠くで現場と符合しない指示を出した。これは何も合意形成されておらず、無法のままに現在に至っている。（国家賠償事案）	
12	9頁	【SPEEDI システム及びその活用主体の問題】 環境放射線モニタリング指針には、放出源情報が得られない場合の SPEEDI の活用方法も記載されていたが、これを避難に活用できるとのコンセンサスもなかった。また、オフサイトセンターが機能しなくなった場合における SPEEDI の活用主体（運用及	官邸、保　安院、福島県	＊悪意の事故隠し・不作為・任務懈怠 原子力防災訓練では、拡散を推定して SPEEDI 情報を使い、避難範囲を決めて避難をさせていた。この時、放出源情報が得られないという理は存在していないのに、実際の事故でなぜ、このような「**やらない**」「**やれない**」理由が出たのか不思議でならない。 原告が推測するに、SPEEDI 情報を出せば、福島県の避難させない政策が実行できなかったという推測が成り立つ。 町の計画では、県及び事業者が整備する気象情報、空間放射線率等の情報伝達ネットワークの活用に努めるとされたが、合同対策協議会を開催させなかったので、実際は全く実施されていない。 理にかなわない全くおかしな話である。	6～16

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		び公表の責任を負う機関）についても明確になっていなかった。		（国家賠償事案）	
13	9頁	【SPEEDI と避難指示】 SPEEDI が有効に活用されなかった大きな原因は、いずれの関係機関も ERSS から放出源情報が得られない場合には SPEEDI を避難に活用することはできないという認識の下、これを避難の実施に役立てるという発想を持ち合わせて居なかった点にあったと考えられる。しかし、SPEEDI により単位量放出を仮定した予測結果は得られており、仮にその情報が提供されていれば、各地方自治体及び住民は、より適切に避難のタイミングや避難の方向を選択できた可	官邸、保　安院、福島県	＊任務懈怠の見本、公務員義務違反、積極的な不作為 11 日 23 時 49 分に SPEEDI 情報は福島県原子力センターに届いていたが、住民のパニックを恐れて公表を止めたことが公知されている。 危機管理の意識のはき違いによる最悪の人災である。 これを実施しなかったのは、ＩＡＥＡなどの国際原子力推進の国際機関が**避難をさせないで被ばく被害がないという証拠を作るため**だったと考えている。 防災訓練では、予測のＳＰＥＥＤＩ情報を使い、住民の避難に役立てていた。従って、ＳＰＥＥＤＩ情報は全く使えなかったということはウソである。 政府事故調があいまいな表現をしているが、原告は決して許すことができないので、関係者を厳罰に処したい気持である。 （国家賠償事案）	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		能性があったと言えよう。ERSS から放出源情報が得られない場合でも、SPEEDI を活用する余地はあったと考えられる。			
14	10頁	【病院患者等の避難】 寝たきりの患者が多く入院していた双葉病院については、入院患者の救出が大きく遅れ、かつ、搬送先が遠方の高等学校の体育館とされるなど、不適切と言わざるを得ない事態が生じた。	官邸、保　安院、福島県、大　熊町	＊傷害致死的行為・災害対策基本法違反、任務懈怠、不作為、公務員義務違反 災害対策基本法並びに原災法の定めの、「生命、身体及び財産の保護という責務」を、行政が見事に裏切った人災の代表的事例である。 人の機能を著しく害している患者の入院している病院の、一斉避難ということは前代未聞の出来事と考えれば、健常者が救助の手を差し伸べることは常識のはずである。 しかも、このときの大熊町災害対策本部は最後の一人まで救助の手を差し伸べる立場だったはずである。又、福島県も現地対策本部を立ち上げて、双葉郡の町村と一体となり住民避難に尽力するべき立場だったが、これを怠ったために発生した背任事件である。 福島県は原子力センターに内堀副知事がいたが、オフサイトセンター内に双葉郡の広野から浪江町まで参集させることなく、福島県現地対策本部を立ち上げることは無かった。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				福島県と双葉 6 町がオフサイトセンターに参集して、事故の情報を適時、的確に得ていたら、避難開始、避難の方法、避難場所などが共有され、双葉病院の悲劇は起こらなかったと考えている。 この事件は任務懈怠の代表ともいうべき破廉恥な傷害致死に至る事件である。 （国家賠償事案）	
15	11頁	【国のヨウ素剤服用指示】 安全委員会は、ERC に対してスクリーニングレベルを超えた者に対しては安定ヨウ素剤を投与すべきとのコメントを FAX 送信し、安全委員会から ERC に派遣されているリエゾンがこれを受け取ったが、このコメントは ERC 医療班内で共有・検討が行われず、現地対策本部にも伝えられなかった。 安全委員会もそのことを知りながら、助言はしたとしてそれ以上のアクションを起こさ	官邸 原子力安全委員会	**＊確信犯的任務懈怠、これ以上の不作為、義務違反はない、甲状腺被害防止を人為的に止めた、地位の濫用** 現場にいない官邸で、摂取制限の被ばく量など測れるものではない。事故発生時は、どこまで被ばく範囲が拡大するのか分からないのに、**予防服用をさせない方が罪**である。 双葉町役場には県から支給されたヨウ素剤を備蓄していたので、避難の際に担当課長の指示で川俣町へ運んでいた、これを双葉町は 13 日・14 日に原告の判断で、40 歳以下の町民に服用させた。 この判断は、被ばく前に服用させることが、効果があることだったが、被ばく後であっても、被ばく被害減少に僅かな望みを託して、生命・身体を守るために執った最低の判断だった。 これすらさせなかった政府は、本件事故後の被ばく被害に遭った国民への贖罪を込めて、ＪＣＯ臨界事故で被ばく被害に遭った周辺住民と同様に、健康管理・検診費用は全額公費としなければならない。 （国家賠償事案）	28 39

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		なかった。			
	11頁	【県のヨウ素剤服用指示】 安定ヨウ素剤の服用については、基本的に国の災害対策本部の判断に委ねる運用となっているが、前期経験を踏まえ、各自治体が独自の判断で住民に服用させる仕組み、事前に住民に安定ヨウ素剤を配布することの是非等について、見直すことがむしろ必要であろう。		＊不作為・怠慢・過誤欠落・任務懈怠 双葉町の計画では、９緊急時医療活動「（３）本部長は、町民の放射線防護のため、～なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。」となっていた。 この時、原告は、原子力災害対応体制に国がなっていなかったので、国の指示を待たずに薬剤師の指導の下に、予防原則には適わなかったが、町民の健康を守る最低の手段として、安定ヨウ素剤の服用を指示した。	39
16	12頁	【スクリーニングレベルの引上げ】 福島県は、当初、スクリーニングレベルを 40Bq/㎠（1 万 3000cpm 相当）と設定していたが、全身除染のスクリーニングレベルを 10 万 cpm に引	官邸 保安院 福島県	＊政府側の過誤・欠落、任務懈怠、違法な対応が原因による人災、本件事件の最大で、最重要な不作為 官邸が事故対応をしたのだから、この状態を放置して、官房長官に被ばくの被害はないと言わせ、県民には被ばくによる健康障害を防止する対策を怠り、その上、検査基準の引き上げは、スクリーニング検査の根幹を揺るがし、避難をさせないで偽りの安全を拡散させた全責任が官邸と福島県にある。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		き上げた。 現地本部長は、スクリーニングレベルを 10 万 cpm とする指示を発出した。 当時は、全身除染（シャワー）のスクリーニングのレベルの引き上げではなく、線量等に応じたきめ細かな除染方法（脱衣、抜き取り等）の策定こそが必要であった。 また現地対策本部長の指示は、スクリーニングレベルを単純に 10 万 cpm に引き上げるのみで、検出レベルが 1 万 3000cpm 以上 10 万 cpm 未満の者に対する除染は不要であるかのように解釈する余地があるものとなっており、かえって問題であった。		20時50分双葉と大熊町の2ｋｍ以内の住民に避難指示を題した時の県の動きは適切だった。しかし、その後が悪い。どうして緊急時環境モニタリングデータ公表と、SPEEDI 情報を止めてしまったのが分からない。事故直後から福島県庁が、放射線の被害を先頭に立って打ち消したのがナゾである。 県としては県主催の防災訓練を平成 22 年 11 月 25 日と 26 日に双葉町を会場にして行ったので、当然そのシナリオ通りに県民の身体、生命、財産の保護のために行動するものと考えていたが、真逆の対応をしたことは想定外だった。 事故直後に行う被害者のスクリーニング検査の基準を 6,000cpm から 10 万 cpm に勝手に引き上げて避難をさせないようにしたことは著しく人権を侵害し、二次被害を与えたのである。これを過重被ばく事件と呼んでいる。 3 月 12 日以降は特に寒くて、スクリーニング検査前の身体の除染をする施設がなく、温水がなく、冷水でふき取りをしたが高齢者や傷病者には耐えられない拷問のような状態だったので、検査基準を引き上げて、一応やった格好をつけるために、最上限まで引き上げたようだ。この間、福島県は保安院に、スクリーニング検査会場の設営を頼んでいたようだが、保安院はこれに応えることをしなかった。 （国家賠償事案） 福島県に過失がないかといえばそれは違う。	15

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				県外のバックグランド値の低い温泉施設などに避難させれば、スクリーニング検査基準を引き上げ、偽装する必要はなかったのだから、一番障害になったのは福島県庁の愚かな判断にある。 検査基準の引き上げは、被害の実態を覆い隠し、避難の必要性を視えなくさせるための福島県による任務懈怠の見本である。 この異常な引き上げは、官邸が原災マニュアルに従った対応の妨害をしていたためでもある。 （国家賠償事案）	
17	12頁	スクリーニングレベルについては、同月13日に発せられた現地対策本部長指示が県災対本部の担当班に伝わっていないなど国と県のコミュニケーションに関する問題も発生した。 今回のような緊急事態にあっては、国や自治体の関係行政機関が一体となって事故対処に当たることが不可欠である。	国及び県	＊これは、規制主務省庁の頂点の経済産業省の積極的な任務懈怠、人災の極み **事故時の原子力災害本部のあり方が、訓練マニュアルを排除して、素人政治家の菅直人らが指揮を執ったことによる混乱と、これに乗じた規制義務省庁らが責務懈怠したことが主因である**。 スクリーニング検査レベルの引き上げは、バックグラウンド値が高くて検査が不可能だったことが主因と考えている。 正常な考えでいえば、検査が可能な場所の確保あるいは可能な場所まで、離れた地域で検査するしかなかったが、**ＩＡＥＡと福島県の避難させない方針**により、汚染された場所で測るために、愚かにも上限値を最大まで引き上げさせた結果が、10万ｃｐｍになった。 このことは佐藤雄平と菅直人の異常性格による人災であり、傷害事件でもある。悪	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				質な人災である。（国家賠償事案）	
18	13頁	【校舎・校庭等の利用基準】 文部科学省は、3.8μSv/h未満（20mSv/年）の線量が測定された学校については、平常どおり利用して差し支えないとの考え方を公表した。 その後、文部科学省は1年間で10mSv以下という数値を示した。 国としては被ばく線量をできる限り低くするような方策をとるべきであり、3.8μSv/h未満の学校等においても被ばく線量をより低く抑えるよう配慮するのが適当であったと思われる。	官邸 文部科学省 福島県	**＊子ども虐待、優越的地位の濫用、保護責任忌避、傷害事案、騙し、迫害、公務員職権濫用罪、公務員義務違反、企業の存続と子供の健康を天秤にかける国辱的行為は、子供の人権の保護と児童憲章に抵触する重大かつ、善管注意義務違反に該当する事案である。（国家賠償事案）** これは我が国の歴史に残る、政府・福島県による子ども虐待事件である。子供には3.8μSv/hの環境にいなければならない義務は課されていない。 町の計画にも存在しない考え方である。 殺人罪に匹敵する狂気の沙汰である。公務員職権濫用罪である。子ども虐待という国家賠償事案である。 3.8μSv/h×24時間×365日は年間33.3ミリシーベルトとなるが、33.3－1＝32.3ミリシーベルトはどこに隠したのだろうか？　33.3がどのような計算で1になったのか、狂った計算機の机上論ではなく、国民に示す数値は実測値に基づく計算式を示す挙証責任が国にある。 事故前の双葉地域の環境放射線モニタリング結果値は、0.04～0.06μSv/hだった。 この数値は、双葉地域住民の既得権となる。何人もこれを侵すことはできない。 平均値を0.05μSv/hとして、文部科学省が言う3.8μSv/hと比較すると、3.8÷0.05	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				＝**76 倍**の高さになる。又、文科省が後付けで示したとされる年間 10 ミリシーベルトという数値を計算すれば、10mSv/h÷24 時間÷365 日＝1.14μSv/h となる。これでも 1.14÷0.05 では **22.8 倍**も平常時より高い数字である。 ここで、一般的許容値について考えると、0.05μSv/h ±5%に仮定してみれば、0.05×5%を加えると上限が 0.0525μSv/h になる。 緊急時を想定する場合、危険域から少し誤差の余裕を見るべきである。万が一の誤差を考えれば、当然に 5%減の 0.0475μSv/h を安全域と考えるのが正常な危機管理上の考察である。何倍とか何十倍とかいう数値に、安全値は担保されることは無い。 従って、3.8μSv/h という数値は、**76 倍**という驚愕な数値で、これを正しいという者は歴史修正主義者で発狂している者として、常識の世界から排除しなければならない。 国家による 76 倍数の子ども虐待の見本である。 **（国家賠償事案）**	
19	13 頁	【緊急被ばく医療機関】 福島第一原発において事故が発生した場合の初期被ばく医療機関として 6 病院が指定されていたが、そのうち 4 病院	官邸 文　部 科　学 省 福　島	**＊安全神話による機能不全、怠慢による人災** 本件事故の規模を 1 ミリシーベルト基準に比べれば、一次・二次（県立医）の全ての被ばく医療機関は、福島県内に存在することはできなかった。 県立医大は恐怖の最中に有ったために、医大及び病院関係者に安定ヨウ素剤の服用をさせ、山下俊一が被ばくの恐怖を抑えたので、存続している。米国の８０ｋｍエ	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		は避難区域内に立地していたことから、被ばく医療機関としての機能を果たすことができなかった。	県	リア内の避難の考えでは、当然、被ばく医療機関 6 病院は県外に避難しなければならなかった。 事故前には、双葉厚生病院は原発事故時に被災者の収容先に指定されていた。しかし、本件では事故現場の状況は全く知らされていなかった。当院は、通常診療、加治業務と地震と津波で被災した住民の手当のために空いている空間を利用し、患者の対応に迫られていた。このような多重な緊急事態は避難訓練では想定しておらず、緊急の場当たり的な対応に忙殺されていた。このため、病院から全員が避難する準備には時間的に余裕がなく、町から避難する住民たちの最後になってしまった。 最終的に町を離れたのは 12 日 16 時過ぎになってしまった。当然、病院の関係者（患者とも）はベントと 1 号機の放射能を全身被ばくしてしまった。双葉町を離れてからの行動は詳しく掌握していないが、寝たきりの患者たちが観光バスで移動することは、想像以上に厳しいものがあったことは証言ビデオで知ることができる。 二次医療機関として双葉厚生病院は、事故の最前線で被災者の受入れ機関とされていた。訓練時の避難範囲は 3ｋｍ以内と仮定の訓練だったことが、本件事故と対比して検証しないといけないことを事実が証明している。 双葉厚生病院の避難が最後になってしまったことは、町の混乱と避難開始に余裕がなく、町の避難指示と同時に多くの町民が一斉に避難をしたために、町職員を誘導係として随行させたために、手薄になったことも厚生病院の遅れに繋がったと思う。	14

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				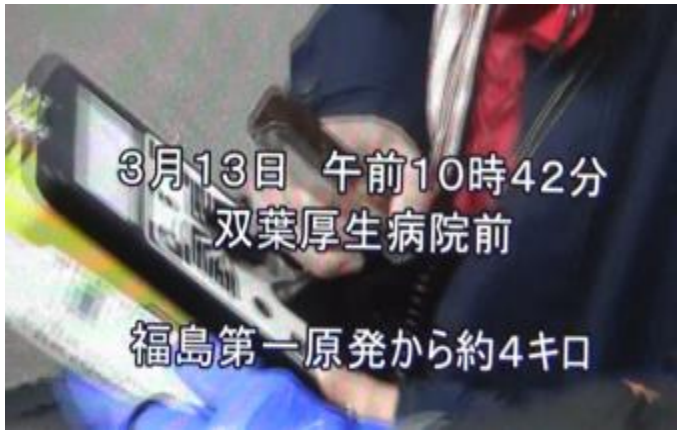 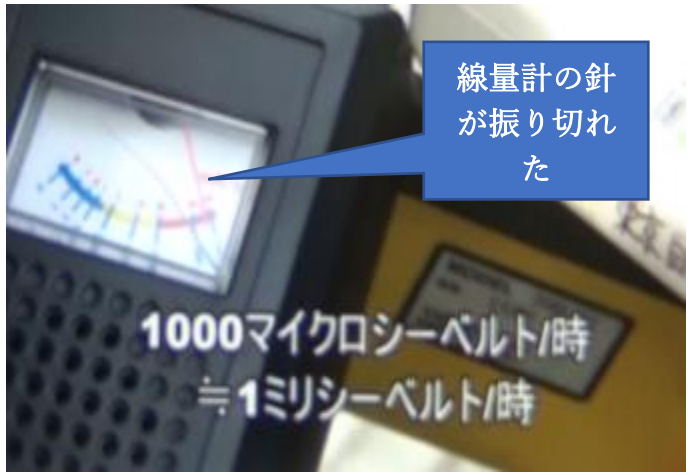 この動画は 1 号機の爆発後の翌 13 日にジャーナリスト協会のメンバーが双葉厚生病院に取材に行ったとき、線量計で測ったら、1,000μSv/h の上限を超えて針が振	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				り切れた場面を撮影したもの。 従って、前日の 12 日 15 時 40 分頃の 1 号機の爆発物の放射線量は 1,000μSv/h 以上となり、この場所にいた住民の被ばくの上限値は、∞（無限大）であり、「双葉地区住民はハイリスク群」に分類されてしまった。従って、この事実を省みない UNSCEAR 等に評価されることはない。 （国家賠償事案）	
20	14頁	【官邸の事前了解】 3 月 12 日、1 号機の炉心溶融の可能性が保安院から広報されたが官邸が事前に報告されていなかったため、プレス発表に先立って官邸の事前了解を得ることとした。これらが原因でプレス発表が遅れることがあった。 緊急性の高い情報については、各広報機関が独自の判断で広報することが必要となる場合もあり、情報の全てについて官邸の事前了解を求める	官邸 保　安院	**＊不当な介入事案、海江田経産大臣の任務懈怠から繋がった規制主務省庁らの最大の任務懈怠、本当の危機管理を知らない官邸に「事前了解」は不要だった。** この時は、官邸よりも誰よりも、双葉町災害対策本部が発電所の喫緊の状況を知らなければならなかった。 政府現地対策本部長に権限の一部委任をしなかった菅直人の責任は最高に重いものがある。これも重大な「**人災**」である。 従って、現場を指揮する資格がない素人政治家の不当な介入による避難妨害事件となってしまった。国家賠償事案である。 下記は、東京電力株式会社が平成 24 年 6 月 20 日に双葉町に提出した「福島原子力事故調査報告書」から抽出したものである。 この報告書のどこにも「**官邸の事前了解を得る**」ことにはなっていないばかりか、下記の「原子力防災組織」には、事故対応の直接的対応の中心は、オフサイトセンターにおいて、国、都道府県、**市町村**、事業者として、これまでの防災訓練では決	78

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		ことは必ずしも適切ではない。		まって、この形で行ってきていたことが記されている。 原告は、この体制の下で何度も防災訓練を経験してきているので、第三者の解釈は無用である。 **（２）オフサイトセンターの基本的な体制と役割** **①国の体制と役割** 原子力事業所周辺において、通常より高い５μＳｖ／ｈ（マイクロシーベルト毎時）以上の放射線量が検出された場合や安全機能の一部が機能しない場合等においては、原子力事業者は国や地方公共団体に「原災法第１０条通報」を行う。通報を受けた主務大臣（今回の事故の場合、経済産業大臣）は経済産業省原子力災害警戒本部を立ち上げるとともに、オフサイトセンターに現地警戒本部を設置する。原子力事業所の地域に常駐する原子力防災専門官等は原子力事業者や地方公共団体と連携しながら情報収集等の活動を開始する。 さらに、原子力災害の状態が悪化し、５００μＳｖ／ｈ以上の放射線量を検出するような事態になった場合、原子力事業者は国や地方公共団体に対して「原災法第１５条報告」を行う。この報告を受け、主務大臣は原子力緊急事態が発生したと認めた場合、そのことを内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を行うとともに、内閣総理大臣が本部長である「原子力災害対策本部」が設置され、現地のオフサイトセンターにも副大臣又は大臣政務官を本部長とする「原子力災害現地対策本部」が設置される。 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、緊急事態応急対策の実施に関し、原災法に基づき一義的には経済産業大臣に指示するものであるが、その必要な限度において関 ５２	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				係指定行政機関、指定公共機関等の長や原子力事業者に対しても必要な指示をすることができる。また、必要があると認める時は、防衛大臣に対し自衛隊の派遣を要請することができる。 　原子力災害に対応するためには、専門的な知識が必要不可欠であることから、必要に応じて原子力安全委員会の助言を求めることとなっている。 　オフサイトセンターに設置された国の「原子力災害現地対策本部」の本部長（副大臣等）は、県現地対策本部長、市町村災害対策本部長、原子力事業者等から構成される「原子力災害合同対策協議会」を組織する。 　「原子力災害合同対策協議会」では、住民避難や安定ヨウ素剤の服用に関する事項等、最重要事項の調整を行う「緊急事態対応方針決定会議」と関係者の情報共有等を目的とする「全体会議」を開催する。 このように東京電力は被告の立場ながら、原災法を正しく理解して、菅直人政権のとった対応は不当であることを示している。 原子力安全・保安院　「原子力について　防災対策（原子力防災）」の４頁に、本来の事故時の体制が次頁の図に記されている。 この図によれば、事故対応の拠点をオフサイトセンターの合同対策協議会に置き、住民の安全対策を行うようになっていたが、菅総理は政府現地対策本部長に権限の一部委任をしていないために、池田元久経産副大臣は**無権**の現地対策本部長となり、原災法第 23 条の組織は**無体**となり、次頁の組織は何の意味を持たない「**空疎**」になり、菅直人総理の独裁と暴走に繋げたのだった。（国家賠償事案） 従って、原災法は無法と化し、地元との対話無き、無合意のままに至っている。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				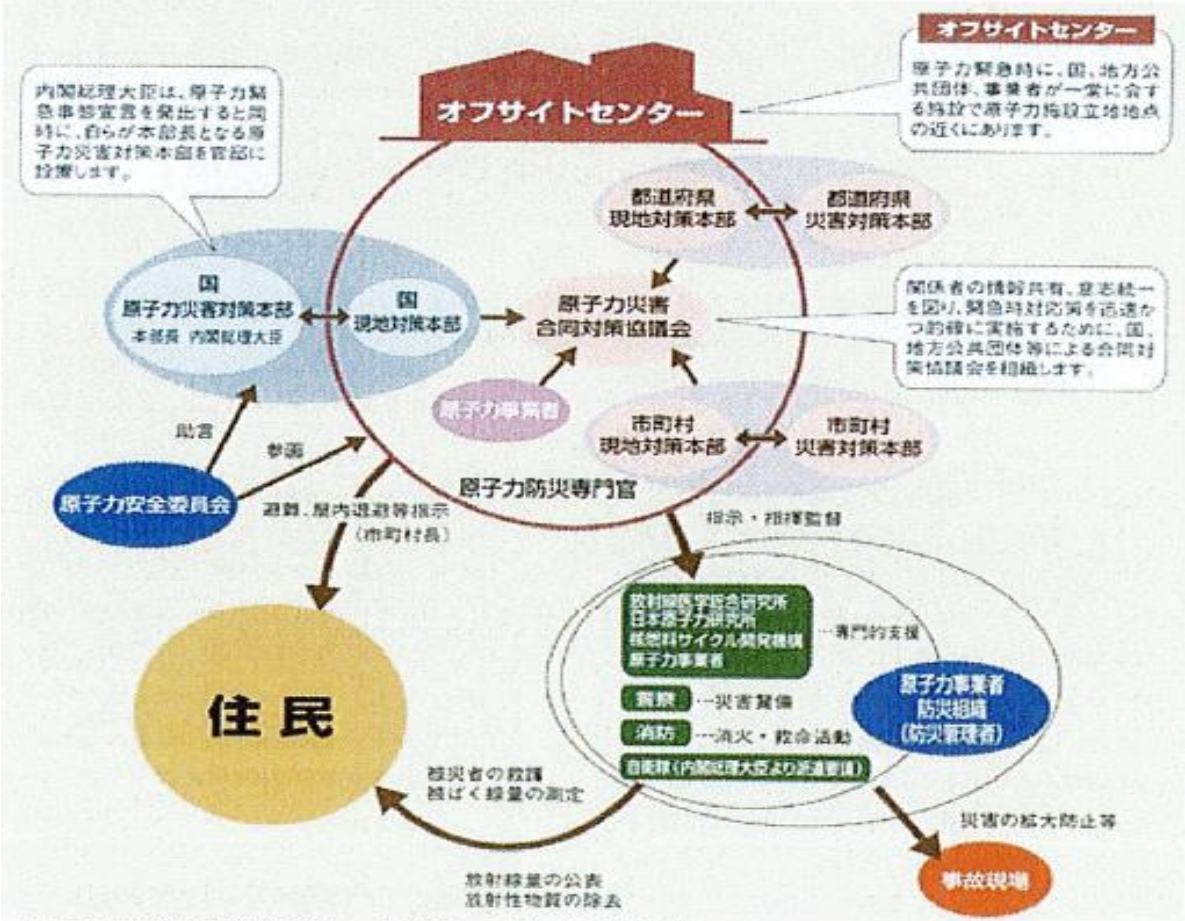 原子力緊急事態が発生した場合の緊急時対応体制 〔出典〕　「原子力防災対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号） 〔関連資料〕　「原子力2003」　「原子力安全・保安院ホームページ」	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				本件事故においては、前ページの図に有るような姿ではなく、断りもなく発電所周辺自治体を外して、菅政権は法外な組織を作り、対話と合意を阻み、独裁体制を敷き国民へ法外な被ばくに耐える義務を強いたのである。 我が国は一応法治国家を標榜しているが、本件事故においては無法国家とし、原子力行政に関わってきた経済産業省を頂点とする、原子力規制主務省庁らは夥しい任務懈怠を働き、国民にそのしわ寄せを働いていることは絶対許せるものではない。 国民へのしわ寄せとは、原発事故の真因を隠し、災害対策基本法第一条に記されている「責任の所在を明確にするとともに～」を隠蔽し、国民の理解と同意を得ることなく、原発事故の処理費用に国税を使っていることである。 更に、憲法第十一条基本的人権の享有を保証されており、又、同第十三条では、生命、自由及び幸福追求の権利が尊重され、第十四条では、法の下の平等が謳われている。 しからば、国民が有する既得権の一般公衆の被ばく限度の上限の１ミリシーベルトが、規制義務に任務懈怠を働き、過酷な原発事故を生じさせた経済産業省並びに文部科学省そして、規制義務のなかった環境省が国民に対して、１００～２０ミリシーベルトという虚偽の数値で避難を妨害し、避難の必要性を奪った行為は、全国民の法の下の平等とは言えないのである。(国家賠償事案) これは、原子力発電所の規制義務を所管する省庁の、国民に対する善管注意義務違反であり、公務員義務違反並びに公務員職権濫用罪と解釈をしている。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				図Ⅲ－1　福島第一・第二原発における事故対応等に関する組織概略図（3 月 15 日以前） 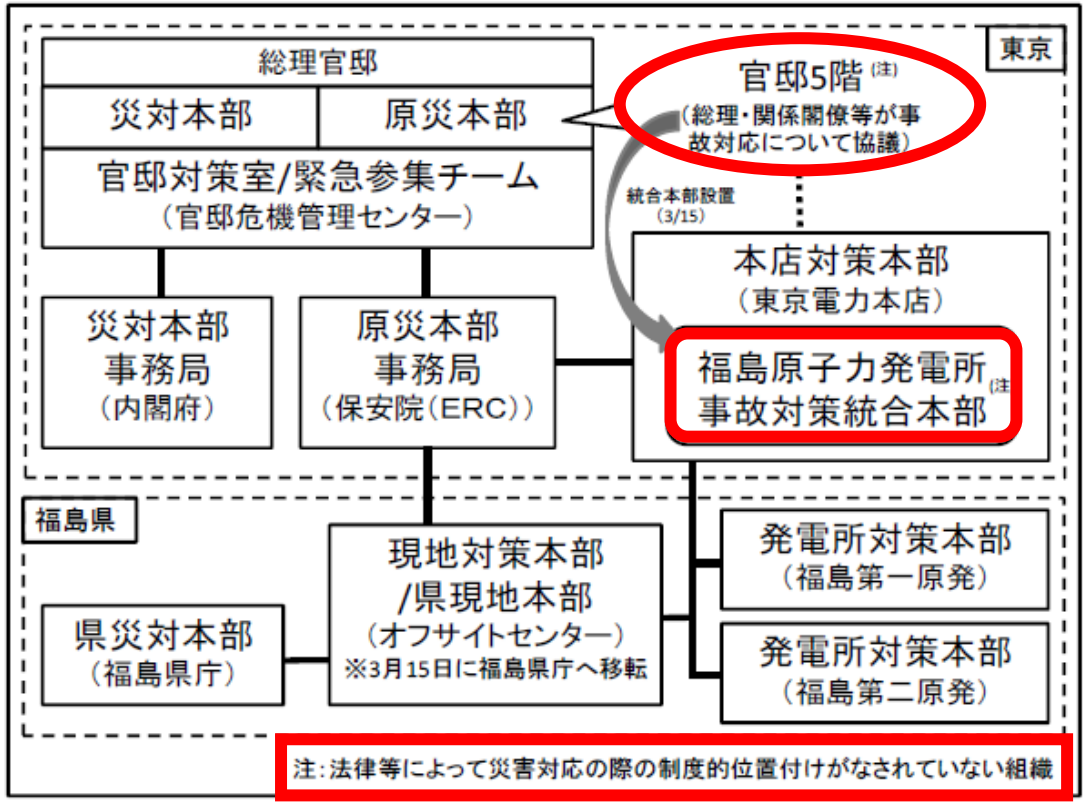 上図は、政府事故調（中間報告）55 頁に記されている「**法律などで制度的に位置付けがなされていない組織。**」厳格な遵法が原則の行政府が、本件事故対応では違法の限りを尽くして、政府の責任回避を図っていることがここで示されている。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				双葉町では 「双葉町の民家で火災が発生した場合、町の消防団員は、町の災害対策本部長の事前了解を必要としていない。地域の消防分団（長）の判断で出動し、次に町内の各分団と広域圏消防本部が本格的な消火・救助を行っていた。遅れて、原告（町の災害対策本部長）が現場に駆けつけていたのが実態である。」 素人政治家の不当で的外れな介入が、本件において手遅れの原因となったことは、義務に反することは明確である。菅直人総理の立ち位置は、総括的責任者となっていて、個別具体的な責任者は海江田経産大臣になっている。海江田経産大臣の任務懈怠と、菅直人総理のそれぞれの責任者に事故対応を関与させなかった複合的な違背がもたらした、「官邸の事前了解」事件である。 （国家賠償事案）	
21	15頁	【炉心溶融を積極的に否定した保安院の広報】 保安院は、炉心溶融の可能性という否定し難い事実を積極的に否定する内容となっており、中央及び現地の災害対策関係者や地域の説破詰まった情報ニーズを誤った方向へ導く極めて不適切なものであっ	官邸 保　安院 東　京電力	**＊複層的人災、任務懈怠、不作為、善管注意義務違反、傷害事件** 事故時の統括責任があった保安院の責任は重い、正式な合同対策協議会を立ち上げなかったために被った被害は永遠に続き、天井知らずとなっている。これは明確な国家賠償事案である。 保安院の事故前の原発事故時の取組については、多数の文献があるにもかかわらず、これを実行しなかったのは懲罰問題であり、任務懈怠によって生じた全ての損害・被害の求償対象者であることは間違いがない。 保安院の事故対応当時者たちは、内閣府に隠れて、政権を動かし、国民の平等の原則を揺るがす２０ミリシーベルトという虚偽の線量を故意に偽装し、福島県民並び	17～18

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		た。		に、近隣県民まで避難の必要性を妨害したのである。 この責任は官邸にもある、事故時の組織を作らせなかったのは菅直人一人の責任である。官邸が官僚の悪だくみに加担しこれを推奨しなければ、保安院だけで否定することはできなかった。 菅直人内閣が迅速な避難を妨害した事件の主犯であることは避けられない。 因みに、平成 22 年度原子力総合防災訓練を浜岡原発で行ったとき、官邸危機管理センターにおいて菅総理は原子力災害緊急事態宣言を発出していた。宣言と同時刻に半径１０ｋｍ以内の住民に避難指示を出している。 この席に、寺坂保安院長、伊藤危機管理官の顔が動画に映っている。その他の閣僚たちは、前面に有るテレビ画面を見ていた。このテレビ画面には、オフサイトセンター、静岡県知事、御前崎市長の顔が映っている。 しかし、本件事故では、伊藤危機管理官の顔を見ることができない。いないということは、官邸の危機管理がなされていなかったということに繋がってしまう、本当にいなかったのだろうか不思議でならない。 （国家賠償事案）	
22	15頁	【「不測事態シナリオの素描」の不公表問題】 細野補佐官は、福島第一原発事故の最悪事態を想定した	官邸 細野補佐官	**＊パニックを恐れるのは被災者側ではない。事故対応に責任がある組織が恐れるものだ。菅直人政府災害対策本部に本気度があれば公表を躊躇う必要は無かった。任務懈怠、不作為、背任、信用棄損** 細野補佐官は良くウソをつく人だ（原告が体験済み）。官邸の任務懈怠による被害。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		「不測事態シナリオの素描」を公表することはしなかった。		菅内閣は国民の被害を滅却する組織だと、ここで白状している。 （国家賠償事案）	
23	16頁	【諸外国との情報共有】 我が国は、必ずしも、諸外国が満足するような事故関連情報の提供を行っていなかった。	官邸 国	＊任務懈怠、不作為、背任、善管注意義務違反 官邸と保安院の懈怠による被害。 東電はいち早く米軍に情報を提供していたが、発電所周辺自治体にはこの情報は隠している。	
24	16頁	【諸外国からの支援の受入れ】 我が国は、諸外国からの支援物資を受入れる態勢に不備があったほか、受入物資を保管する場所がなかったことから、当初、支援物資の提供を直ちに受入れることができなかった。	官邸 国	＊任務懈怠、不作為、背任 官邸と保安院の懈怠による被害。 原告は不知。	
25	16頁	【アクシデントマネジメント】 我が国においては、アクシデントマネジメントとして整備	保安院 安全委員	＊原子力安全委員会の過去の文献には、アクシデントマネジメントについての記述がたくさん存在している、任務懈怠・不作為、隠蔽、偽装 保安院の B.5.b 対策の懈怠による被害。国家賠償事案である。作文のみの安全対策で発電所周辺自治体は騙されていた。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		されたのは内的事象に起因する対策のみで、地震・津波等の外的事象は具体的な検討対象とはならなかった。	会事業者	原告には通じない詭弁でしかない。政府事故調はウソをついている。 双葉町では本件事故前から町の広報誌に、地震などの安全対策の取組が記載されており、これらの安全対策は東電と規制側の安全保安院らは熟知していたことは当然である。 **この広報誌の要部は巻末の追記に詳しく記載しているので、ご確認いただきたい。**	
26	17頁	（確率論的安全評価）PSA 手法の未成熟等によりリスク評価方法に制約があるにしても、その特徴と限界を理解の上、事業者は自らの施設の安全性確保のためのシビアアクシデント対策の検討・評価を行うべきであり、その検討に当たっては、諸外国の状況等においても十分参照する必要がある。	安全委員会 保安院 事業者	**＊事故前には多くの文献に記されていた、実施させなかった規制主務省庁の任務懈怠と不作為が主因** 作文では現場が動かないことを知るべきである。現場は「実」でなければならないが、学術者たちの世界では「虚」であっても、「空」であっても、彼らには実害がないので、空理・空論を際限なく交わされてきている。 安全委員会、保安院の安全対策において、国民への過誤欠落及び任務懈怠によるもの。 B.5.b 対策を葬った規制主務省庁らの任務懈怠、善管注意義務違反による背任事案。国家賠償事案である。	
27	18頁	【原子力防災対策の見直し】 我が国における予防的措置範囲（PAZ）の導入等が検討さ	官邸 安全委員	**＊規制主務省庁の不作為、背任・任務懈怠** 重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)を原発から半径 8～10ｋｍを基準としてあるが、まったく実情に合わず、これによって大きな被ばく被害が発生した。	2

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		れたが、安全委員会と保安院との調整の結果、防災指針にPAZの概念や範囲は直接には書き込まないこととなった。	会 保　安 院	ＰＡＺの概念だけで本件の事故を語ってはいけない。 発電所から放射性物質が敷地外に放出、拡散させることが無いように、大きなシェルター、格納容器で発電所敷地内を囲うようにしなければ、本件のように偽装で被ばく被害を隠蔽する事案が再来する恐れが非常に強い。 本件の場合、放出される「放射性物質の放出量と濃度に比例した安全な距離が必要だった。」現場の実態の知ろうともしない素人集団の官邸が住民のパニックを恐れるという前代未聞の判断が、結果責任回避に働く霞ヶ関を信用してはならないことを証明した。 さらに、放射能汚染の実態を隠し、推計値と言うまやかしで原子力推進機関が虚偽の数値で、県民並びに世界に対し低線量で問題がないと誤った宣伝で、人々を騙してしまう組織的犯罪者の排除が重要課題として示された。これらは悪質な不作為の国家賠償事案である。	
28	18 頁	【原子力安全規制機関等に関する分析】 保安院は、事故の未然防災のための取組や事故後の対応においてその所掌にふさわしい役割を十分に果たしてきたとは言い難い。	保　安 院	＊背任・任務懈怠、給料の不当利得 保安院が事故前に原告に示していた安全対策は、ウソを丸めた画餅であったことが判明した事案である。国家賠償事案である。 任務の虚偽申告、任務懈怠・怠慢・過誤過失、職場放棄等あらゆる不作為によって事故が起き、双葉町民が不幸のどん底に落とされる不幸が起きた事件である。	17 18 20 26 27 28 32

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
29	19頁	【国際機関・外国規制当局との積極的交流】 現在の保安院等の定員状況では、IAEA やアメリカ合衆国原子力規制委員会への少数の人事交流にとどまり、国際会議等での十分なプレゼンスの発揮には限界があり、規制当局等の組織の実力の向上や原子力安全に関する国際社会との協調に十分に資するには至っていない。	保　安院	**＊政府事故調の解釈に異議がある。やればできたはずである、やらなかったから起きた事故をかばうことはできない。** 原発事故は、国の規制行政の怠慢と過誤・欠落の正体である。 ＳＢＯ対策並びに B.5.b 対策の任務懈怠と不備・不作為の結果、発生したものである。 公務員らが天下り先作りに奔走した結果、本家・本元の業務が外部委託になり、本当の職責が通らないものになっていたために、本件の緊急時対応が出来なかった原因になった。なんでも子飼いの天下り先に外注していたので、本家・本元の保安院には実力者が育っていない状態で、当事者意識の欠如が生まれる組織に及んで、過誤欠落に問題が潜んでいるのだと睨んでいる。 保安院らの不作為の責任を被害者、国民に転嫁している姿は醜いもので、許される事ではない。（国家賠償事案）	
30	19頁	【危機対応能力の脆弱性】 東京電力社員の対処・対応を検証していくと、自ら考えて事態に臨むという姿勢が十分ではなく、危機対処に必要な柔軟かつ積極的な思考に欠ける点があった。東京電力がそのような資質・能力の向上を	東　京電力	**＊任務懈怠、慢心、油断、怠慢等には想定外は通じない** 事故前、東京電力は、原告（町執行者）へのトラブル報告を段ボール箱に箱詰めすれば、大きな倉庫いっぱいになるくらい持ってきていた。 事故前に東電に対して語ってきたことは、マニュアルだけのプロではだめだ、現場力を備えたプロを育てろと。 そもそも、保安院に現場力のあるプロがいないために、重大事故の兆候を見抜けなかったので事故に至ったのである。 保安院の正体は、発電所の実体を隠すために、保安検査官を発電所に常駐していた	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		図ることに主眼を置いた教育・訓練を行ってこなかったことに問題があった。		のではないかと思うくらい、事故直後の発電所からの素早い逃亡が物語っている。	
31	20頁	電力事業者も国も、わが国の原子力発電所では深刻なシビアアクシデントは起こり得ないという安全神話にとらわれていたがゆえに、危機を身近で起こり得る現実のものと捉えられなくなっていたことに根源的な問題があると思われる。	東　京電力、国	**＊政府事故調の言い回しは間違いである、彼らはすこぶる頭が良い。それを背景に、任務懈怠・汚職・不作為・背任・職責を汚していた。事故後の東電と保安院の責任転嫁の「想定外」という姿が証である** 東電が言う「想定外」は単なる言い逃れで、事故責任の反証にはならない。 現場に関係のない、現場を知らない利益相反関係者集団に依拠する行政では、何度でも事故・トラブルは起き続けるだろう。	
32	20頁	【専門職掌別の縦割り組織の問題点】 東京電力は、原子力災害に組織的・一体的に対処するため、緊急時対策本部等の組織化を図り、その中に発電班、復旧班、技術班等の機能班を設けている。しかし、これらの機	東　京電力	**＊政府事故調の事実誤認、原子力防災資機材報告には、防災組織の頂点に社長の存在が明記されている。** 本店の社長と発電所の長には同等の発言力が必要だった。社長は企画畑が就任するという習わしで、発電所現場の知識に乏しく予防という最大の防御を疎かにして事故を防ぐことができなかった。 しかし、原子力防災資機材報告書には、社長が責任の頂点にいることが記されていたが、この組織を動かせないことが問題なのである。本件は防災を理解しない経営上の、当然で「**想定内**」の事故である。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		能班は、事態を見渡して総合的に捉え、その中に自らの班の役割を位置付け、必要な支援業務を行うといった視点が不足していた。			
33	20頁	【過酷な事態を想定した教育・訓練の欠如】 機能班に所属する一人ひとりが、時宜にかなった判断をなし得ず、また機能班として十分な機能が果たし得なかったことの根底には、複数号機において全交流電源が喪失するといった過酷な事態を想定した十分な教育・訓練がなされていなかったことがあると考えられる。	東　京電力	＊長としての職責を考慮されていない政府事故調の考えは事故の公認につながる恐れが強いので危険な判断である。 政府事故調は災害対策基本法並びに原災法上の責任を追及していない。 天上界に君臨している社長が発電所に来て、作文を読み上げているようでは、危機管理はできない。 ここに記されている不備、欠落は、経営者が現場の実情を部下に任せきりにして、帳簿上の管理だけだったので、高度の注意義務を要する原子力発電所の正体に、注視しなかった経営者の責任以外に考えられない。	
34	20頁	【事故原因究明へ熱意の不足】 東京電力は、事故から 1 年以	東　京電力	＊当然である、解明したら「想定外」のシナリオが崩れてしまう。経済産業省も責任の矛先が充てられて、解体に至る危機的状態を回避するのに、躍起となって事故隠しをしているために、東電と一体となって事故の真因を隠している。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		上経過した現在においてもなお、事故原因について徹底的に解明して再発防止に役立てようとする姿勢が十分とは言えない。		解明したら当然、保安院の任務懈怠と不作為がもたらした事故であることは判明してしまう。これを避けるために、保安院が内閣府に入って事故隠しを主導している。真因を隠し、ウソの塊の組織の継続に、政治家、官僚、労働組合、学者たちを駆使しているようでは、事故に至った病巣は無くならない。	
	20頁 21頁	【より高い安全文化の構築が必要】 東京電力は、原子力発電所の安全性に一義的な責任を負う事業者として、国民に対して重大な社会的責任を負っているが、津波を始め、自然災害によって炉心が重大な損傷を受ける事態に至る事故の対策が不十分であり、福島第一原発が設計基準を超える津波に襲われるリスクについても、結果として十分な対応を講じていなかった。 組織的に見ても、危機対応能	東　京電力	**＊被告東電は原告に対して、損害賠償請求する立場ではないと否定しているが、この政府事故調の記述からは、発電所立地の当時の町長そして現在の町民に対して被告らは反論することはできない。任務懈怠・高度の善管注意義務違反・不作為。発電所立地への背任。** 事故調が言う多くの問題とは、災害対策基本法に定められている、「責任の所在を明確にするとともに」に集約されている。 「自然災害によって炉心が重大な損傷を受ける事態に至る事故の対策が不十分であり、」 について、赤字が増えるという東電だけの問題ではなかった。この不作為で双葉町は壊され、町民は回復し難い人生を破壊された事件である。 福島第一原発が設計基準を超える津波に襲われるリスクについても「結果として十分な対応を講じていなかった。」について、被告らの悪意の極みである。意図的に引き起こしたもので情状の余地は全くない。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		力に脆弱な面があったこと、事故対応に当たって縦割り組織の問題が見受けられたこと、過酷な事態を想定した教育・訓練が不十分であったこと、事故原因究明への熱意が十分感じられないことなど多くの問題が認められた。 東京電力は、当委員会の指摘を真摯に受け止めて、これらの問題点を解消し、より高いレベルの安全文化を全社的に構築するよう、更に努力すべきである。		「組織的に見ても、危機対応能力に脆弱な面があったこと、」について、現場は津波対策を必要とし、本店は経理上の問題で策送りした結果、発生させたものである。 但し、原発事故は津波が主因ではない。津波は随伴事象で、**主因は、地震と津波で壊れる設計になっていたからである**。 「事故対応に当たって縦割り組織の問題が見受けられたこと、」について、当然である。一度に４つの原発が壊れることを原告は考えたことは無かった。この事故を想定していた者がいたら、予告するべきだった。しかし、国の「長期評価」に対し、東海第二原発と東北電力女川原発は津波対策を施していたために、本件津波で損傷を免れているので、津波対策をしなかった東電に免責される事由は皆無である。 「過酷な事態を想定した教育・訓練が不十分であったこと、」について、過酷な事故のみならず、小さなミスは数え切れないほど起きていた。この原因は、現場を知らない作文の専門学者がマニュアルを作り、現場に投げていたからである。 これを見かねた原告は、発電所長に現場が必要とする原理・原則を学ぶために、「**失敗に学ぶ教室**」を作らせている。 「事故原因究明への熱意が十分感じられないこと」について、当然である。規制主務省庁らの責任回避のために、真実は語れないようにかん口令が敷かれているよう	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				だ。 「東電は、当（政府事故調査）委員会の指摘を真摯に受け止めて、」について、政府の責任回避のために黙秘しているように観測される。 「これらの問題点を解消し、」について、問題点を開示したら、「想定外」の理由が立たなくなるので、死んだふりをするしかないのだろうが、これで免責することは無い。 「より高いレベルの安全文化を全社的に構築するよう、更に努力すべきである。」について、無理だろう、事故以来、東電の真摯な反省の姿を見たことが無かった。 事故後のウソは、事故前のウソの何十倍も多いことからすると、これから変わることは期待できないから、裁判をしている。 東電は解体し、世の中から姿を消す以外に解決の方法はない。	
35	21頁	【IAEA 基準などとの国際的調和に関する分析】 保安院などの規制当局等は、IAEA 安全基準を参照して国内基準の見直しや策定を行う必要性は認識していたもの	保安院 厚労省 文科省	**＊IAEA そのものの過信は禁物、チェルノブイリ事故後の対応を見れば核産業の代理店の様相を示していて中立的ではない。原子力産業を推進している国々と原子力産業から資金援助をされている団体に中立とか公正を求めることはあり得ない。** 原発犠牲者の権利回復に一番災いをもたらしているのはＩＡＥＡである。ＩＡＥＡの国際水準は、原子力利権のためにあるので、世界中の被ばく者、被害者に苦役を与えている。国際水準は最良ではなく、最悪と見るべきである。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		の、ほとんど実施してこなかった。～IAEA 等の国際水準の動向も参照して、国内基準を最新・最善のものとする不断の努力をすべきである。	環境省 内閣府	このおかしな基準でさえ保安院の妨害で改善されることはなかったので、本件事故原因は当然規制主務省庁らの任務懈怠の結果、招来したのである。 （国家賠償事案）	
	22頁	【抜本的かつ実効性のある事故防止対策の構築】 福島第一原発の損傷状況や事故対処の実体、国や東京電力等による原発事故防止に向けた事前の取り組み状況等について調査・検証を行い、中間報告及び最終報告において、それぞれについて多くの問題点があったことを指摘した。当委員会としては、国、電力事業者、原子力発電プラントメーカー、研究機関、原子力学会といった、およそ原子力発電に関わる関係者が、指摘	保安院 東京電力	＊任務懈怠、背任、騙し、不作為の塊 **政府事故調が「多くの問題点があったことを指摘した」とは、発電所破壊の姿から当然に判断できる。予防・防災を真剣に考えてこなかった結果が、無残な姿を晒している。** **どこから見ても「想定内」の不作為事案であるので、赦免することはできない。** **被災した国民は、更に原子力安全・保安院らの事故後の多くの「ウソ」と「偽装」で被害が倍増していることを政府事故調が強調していないことは、被告らを優位にさせている。** **（国家賠償事案）**	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		を真摯に受け止め、問題点を解消・改善するための具体的取組を進めることを強く要望する。			
36	22頁	【複合災害という視点の欠如】 国や大半の地方自治体において原発事故が複合災害という形で発生することを想定していなかったことは、原子力発電所それ自体の安全とそれを取り巻く地域社会の安全の両面において、我が国の危機管理態勢の不十分さを示したものであった。	国、地方自治体、東電	＊保安院は本件事故前に複合災害について言及している、政府事故調はこの事実を語っていない。「平成21年4月27日　原子力災害と同時期又は相前後して、大規模自然災害が発生する事態に対応した原子力防災マニュアル等の作成上の留意事項（素案）原子力安全・保安院原子力防災課」が作られていた。この素案は双葉町には示されていない。しかも、本件事故前にこの素案は活用されることは無かった。 事故前には、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、原子力安全委員会等の「安心宣伝」により、発電所周辺自治体は洗脳されていたので、視点の欠如とはいえない。 欺罔の「うそ・偽り」に原因がある。 発電所周辺自治体に対する発電所は壊れないという、ウソの宣伝が危機管理を鈍らせたのである。しかも、上記の（素案）は示されていないので、大規模な複合災害で発電所が壊れるという意識が全く無かった。 （国家賠償事案）	
37	22頁	【求められるリスク認識の転換】	保安院	＊政府事故調はウソを語っている。上記の（素案）が平成21年4月27日に作られていたので、心構えが有ったのに（素案）を（実案）にしなかった保安院の任務懈	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
	23頁	そういう新たな知見を防災対策の重点地域の特定に利用することは、それなりに合理性があると言える。 極めてまれな事象への備えも必ず並行して考慮しなければならないという伝統的な防災対策の心得が考慮されなくなりがちになっていたこと	東　京電力	怠を指摘しなければならなかった。 無資格・無経験の公務員が現場を管理している以上、リスク認識の転換はできない。 リスクが何であるかも知らない公務員では、転換は不可能である。 本件事故の真相を必死に偽装している経済産業省が事故対応を所管する以上、リスク認識の転換はできるはずがない。 原子力安全・保安院と原子力安全委員会の隠れ場となった規制庁ではなおさらだ。	
38	23頁	③地震・津波の想定について、～検討課題に挙げられてきたが、実際には継続して深く検討されずに放置されてきたことなど～、学問の進歩の一方で、そこから防災対策の隙間が生まれるという問題が生じていた。	保　安院 東　京電力	＊本件事故の真相である。事故前には、地震や津波で発電所は壊れてならない安全設計になっていると宣伝していたことが虚偽だったことを忘れてはならない。 「放置されてきた」は任務懈怠と不作為なので、訴追しなければならない。 双葉町の広報誌には「津波対策」を行うことが記されていて、地震・津波でも発電所は壊れないようになっていたはずだ。これもウソだった。 最近の最高裁判決は過った判決をした。現場を見ない判決である。被告らの作文を見て、原告らの現場を見ないから、あんな間違った判決ができた。これらは、作文至上主義の行政の行きついた先を示している。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
39	24頁	【「被害者の視点からの欠陥分析」の重要性】 事故が起きると広範囲の被害をもたらすおそれのある原子力発電所のようなシステムの設計、設置、運用に当たっては、地域の避難計画も含めて、安全性を確実なものにするために、事業者や規制関係機関による、「被害者の視点」を見据えたリスク要因の点検・洗い出しが必要であり、そうした取組を定着させるべきである。	保安院 東京電力	＊大変重要な指摘である。「止める」「冷やす」「閉じ込める」という言葉は、至る所に溢れていたが、この３つの誓いは本件事故で、それがウソだったことを証明した。原子力災害対策特別措置法の要点は、発電所周辺自治体および住民を原子力事故から救うことにある。この為に、地域防災計画・原子力防災計画が作られ、立地地域住民を放射線障害から守るための避難計画があり、そのために国、県、「発電所周辺自治体」と事業者が一体となって、放射線の影響がないところに避難させることだった。しかし、本件では事故情報を官邸が抑え、発電所周辺自治体を事故対応から排除して、パニック防止並びに、福島県が県民の県外流失を止めるために、実際の緊急時環境放射線モニタリング結果と SPEEDI 情報の公開を阻んだ背任事件である。 不作為、任務懈怠、偽装の見本である。 本件事故直後、放射線障害を最小に抑えるために、政府と東電に再三、早急に被ばく量の検査を要求したが応じられることはなかった。特に福山官房副長官には、再三、電話や面会を通じて検査を要求したが応えることはなかった。このため、公益財団法人ひばりの善意の寄付でホールボディカウンターを騎西高校に設置し、町民の被ばく検査を実施した。 オフサイトセンターが双葉町参加の下で実施されていたら、SPEEDI 情報が隠されることなく、緊急時環境放射線モニタリングデータの報告で被ばくの実態を知り、適切な避難指示を行うことができたので、被ばく検査が不要となっていたはずであ	p 26

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				る。 本件では、如何に真実を隠し、被告らの優位性を保ちつつ、被害者・国民を劣勢に追い込むことに多くの税金を使ってきた。この税金に与った多くの放射線専門家がいたが、誰一人として、被ばくの危険性を訴えた者は居なかったことを考えると、被ばくは如何に危険であるかの裏返しである。国家賠償事案である。	
40	24頁	**住民の避難計画とその訓練については、原発事故による放射性物質の飛散拡散範囲が極めて広くなることを考慮して、県と関係市町村が連合して、混乱を最小限にとどめる実効性のある態勢を構築すべきである。**	保安院 東京電力 県	**＊任務懈怠、不作為、偽計業務妨害、市町村は疎外されており、連絡通報はおろか、被告国と対話を通じて、避難について同意・合意したことは、ほとんどなかった極めてまれな例ではないだろうか。** 本件では、国と県と町との連携はほとんど取られていなかったために、事故情報は官邸と規制主務省庁らに独占された。 政府事故調にここで理想論を語られても仕方がないが、ここに記されている忠告は、本件事故の本質を示し、加害性と悪質性を極めていることを言い表している。 例えて言えば、双葉町災害対策本部は大勢の町民を船に乗せて、気象観測装置と海図のない航海を強いられた場合と同じである。 双葉町町民は戦いに敗れた場合ではないのに、体一つで、ミサイルと戦う様相である。こんなことを強いたのは、原子力行政の主務省庁らである。 悪徳企業の東電でさえ、こんなひどい扱いはできないだろうと考えていたが、陰では賠償問題で債権者にかなりひどいことをしている。	p 2

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				本町の（原災対策）計画書を不存在の状態あるいは、無視して国が勝手なシナリオを拵え、双葉町としては情報がなく暗闇の中で、もがき苦しんだ。 また、原子力安全委員会が示す専門的・技術的事項についての内容確認と実現は、専門家の不在で出来なかった。 あの時の死を覚悟した強烈な体験の悔しさは、実際に事故に直接関わった者にしか分からないだろう。 又、政府が被ばく防止のための基本体制を作らなかったことで、大勢の町民が被ばくをさせられてしまった。これは故意による傷害事案であると判断している。 （町災害対策）本部には計画があったが、本部が移動をすると、計画を整備しておいても使えない。情報閉鎖の中で、机上の作文は適時・適格に対応できるものではなく、機能不全の原因ともなった。 事故の規模や影響範囲の考えを無視して作られた計画であったために、この計画は意味をなさないものだった。 本件事故では４機の原発が同時に壊れるという原告にとって想定外の事故だったが、１機でも避難は遠くへせざるを得なかった。従って、この計画書そのものの原稿を、誰が、どこで、どのくらいの被害の規模を、どのくらいで収まるのか、納めるのか等の原案を読まなければならいほど、実態にはそぐわないものだった	11 6 ～16

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				今度の事故で侵した原告の大きな失敗は、官邸の指示を待ってしまったことだった。 原災法 15 条の通報は 11 日 16 時過ぎに発報されていたので、官邸は経産大臣の報告を受けたら直ちに避難指示を出すべきものを 21 時すぎまで遅らせたのである。 町の災害対策本部長は直接避難の指示を出せたが、通例の避難訓練の組織図に従ったために、事故の発生から避難開始が大幅に遅れを取ってしまった。 原災法第 15 条の受信は経産大臣、県知事、双葉・大熊町に同時に伝えられるので、独自の判断は可能だが、なによりも東電から正確な情報の説明が無かったために対応ができなかった。 このような反省から、14 日の午後に 3 号機の爆発の高い放射線量を川俣町で町が所有する線量計で観測したので、町は町民の安全の確保のため、必要に迫られて独自で埼玉県に再避難することを決めた。 双葉町の原子力災害対策計画にある、避難所の開設等の計画に沿うような対応は実に困難だった。確率から言えばゼロだった。 通信手段が途絶えた中で、ガソリンその他の必要物資を十分に備えていたとしても、誰が、何時、どこに避難するかを事前に備えるには、移動距離と時間が整合するように準備することなどは、天文学的に困難だったことは今度の事故で証明された。 しかも、現場から遠くにいる官邸らが采配することは、情報過疎を招き、避難民を	33 ～43

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				阿鼻叫喚に落としてしまう曖昧さと危険が伴った。 双葉町の原災対策編に網羅されている内容は、安全規制担当省庁が助言をして作られたものと解釈している。計画と実際を比較考慮したが、計画の通りに実行されたものが無いということはおかしな話である。本計画書を推進した安全規制担当省庁の責任は大変重く、実行されなかったために生じた損害＝情報閉鎖、SPEEDI 情報の未達、緊急時環境放射線モニタリングデータの未着、安全誘導・生活支援（災害救助法に依拠したことは責任逃れである）の未成等による損害＝など多くの問題を解決することなく、逆に苦役を与え続けていることは任務懈怠と公務員職権濫用に該当するものと解釈している。	
41	25頁	【「想定外」問題と行政・東京電力の危機感の希薄さ】 福島県沖の津波地震への防災対策に関する①これまでの行政の意思決定過程を、行政の倫理の枠内で見ると、それなりの合理性があったことは否定できない。 しかし、今回の事故による甚	保安院 東京電力	**＊原告に対し、被告らが正面からこの事故は「想定外」でしたと報告はできない。常に、発電所を止めることが無いように、安定運転に心がけるよう原告の思いを東電に伝えていたので、偽装や言い逃れはできない。そして、決定的に欠落していたのは、津波に関する一連の報告を双葉町に怠っていたことに伴い、発電所の運転停止を求めさせなかったことである。故意犯と呼ばなければならない。** ①について、これまでの規制主務省庁らが、事故防止対策を東電に求めていたら、女川原発や東海第二原発が津波被害を回避できたように、福島第一原発は事故には至らなかった。 ②について、規制主務省庁らは本件事故で東電と共に事故防止対策を忌避した。特	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		大な被害を前にして、②行政には何の誤りもなかった「想定外」の大地震・大津波だったから仕方がないと言って済ますことはできるだろうか。 それでは、③安全な社会づくりの教訓は何も得られないだろう。 ①～地震・津波の学問研究の進展に敏感に対応し、新しい重要な知見が登場した場合には、適時必要な見直しや修正を行うことが必要である。		に言いたいことは、SBO 対策と B.5.b 対策をさせなかったことが事故を招いた主因であるので、責任は東電と同じ順位である。 ③について、事故隠しを規制主務省庁らが行っている現状では、反省も対策も実施されていない。これは、国家にとって大きな損失につながっている。 被告らの作文至上主義が招いた事故で、合理性のない純粋な人災である。文献頼み族の「現場知らず」が招いた人災に、学者至上主義者を加害者に加えなければならい。 津波の襲来を否定した研究者は事故を招いたのだから、全員責任を取って学位を返上し、損害賠償請求に応じなければならない。 政府事故調が、東北電力女川原発が大津波から被害を回避した経緯を無視した判断は、保安院と東電を擁護することにつながるのではないか。 政府事故調は、津波地震の問題を発電所周辺自治体に、隠していたことを厳しく追及しなければならないのではないか？ 見直しをいくら迫ったところで、事実を隠蔽することを犯罪として法に定めなければ、又、同じことが起きる。 （国家賠償事案）	
42	25頁	③中央防災会議が決める防災計画は、原発立地を特別視することなく進められてきた	中央防災会議	**＊今後はという過去形には未だ至っていない。事故現場からの放射性物質の放出が続いている現在、進行形で終わりは見通せない。しかも、被ばく被害が無かったという偽装が続く限り「今後」は無いのである。**	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		が、今後は原発立地の領域における災害リスクを注視すべきである。		なぜ、中央防災会議は長期評価に基づいて、東日本大地震の信頼性の高い予知を太平洋沿岸市町に知らせなかったのかを問われる必要がある。中央防災会議が防災の機能を正確に実施していれば、本件事故は防げた。中央防災会議の体質を変えない限り想定外という「ウソ」は今後も続く。 「今後は」で終われない。今後に移る前に、本件事故の当事者は責任を取る必要がある。そして、襲来を否定した委員を罷免し、全員入れ替えなければならない。 （国家賠償事案）	
43	26頁	同社（東京電力）には、原発プラントに致命的な打撃を与えるおそれのある大津波に対する緊迫感と想像力が欠けていたと言わざるを得ない。そして、そのことが深刻な原発事故を生じさせ、また被害の拡大を防ぐ対策が不十分であったことの重要な背景要因の一つであったと言えるだろう。	東　京電力	**＊原発が破壊したのは自業自得だが、許せないのは、発電所周辺自治体を破壊し、住民の生存権を壊してしまった傷害事件に至ったことである。不作為・懈怠・背任、違法、怠慢、電気事業法違反、炉規法違反、安全確保協定違反に当たる。想像力が欠けていたわけではなく、「極めて悪質」な事故隠しを行っていたのだ。** 「想像力が欠けていた」のではなく、真実は「想像を隠していた、予見を隠蔽していた」が正解だ。虚偽・偽装の結果、津波に襲われた事件である。 従って「事実を隠した結果の事故」なので、重過失による犯罪である。 最近の最高裁の判決では、津波対策をしても想定を超える津波だったので、事故は防げなかったと、おかしなことを言っているが、平成 20 年 9 月 10 日に、福島第一原発で行った会議資料を双葉町に報告されていたら、原告は安全確保協定に基づき、発電所の運転を直ちに止めることができたので、発電所が大きく破壊されずに済んだはずである。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				国民と原告ら被害者にとって最大の不幸なことは、司直が国民の不幸に目を閉じていることである。 （国家賠償事案）	
44	26頁	【政府の危機管理体制の問題点】 原災マニュアルに規定のない官邸５階が一種の司令センターとなり、また菅総理が前面に出た形で事故対応に当たった背景には、現地対策本部が本来的な役割を果たせなかったこと、官邸による情報集約態勢や安全委員会による助言機能が十分ではなかったことなどの事情があった。 しかしながら、内閣総理大臣は、政府の各機関・部局に情報収集とその対応策を任せ、専門部署から上がる重要事項	菅　総理 政府	**＊原災法違反・任務懈怠・背任・虚偽・偽装・優越的地位の濫用、無資格者の不当介入事件である。** 本件の事故対応は「菅違い」だった。 避難訓練は原災法に基づき、原子力災害マニュアル及び防災訓練マニュアルに則り毎年行ってきた。歴代の総理大臣はマニュアルに従い、訓練を指揮してきた。 しかし、本件事故では、例のないことばかりで、とても従えるものではない（現在進行形）。 このような前例を排除し、更に事故現場の発電所周辺自治体を、同意・合意もなく排除して進めてきた事故対応になんら清潔性と合法性はなく、この違法状態に原告は、支配される理由はどこにも存在しない。 事故の想定が小さく、（避難計画は）この度の事故にはどれも使いものにならなかったとは、詭弁である。 考えて見れば、事故の規模に比例することや、費やす時間の考えは全く無く、被告らだけの都合に合わせた采配だった。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		に関してのみ選択肢を出させた上で適切な最終決断を行うというのが本来の役割である。 自らが、当事者として現場介入することは現場を混乱させるとともに、重要判断の機会を失し、あるいは判断を誤る結果を生むことにもつながりかねず、弊害の方が大きいと言うべきであろう。		原子力行政が隅々まで「原発の事故は起きない」という建前に沿うように作られていたことが、発電所周辺自治体の住民の災害対策基本法並びに原災法の定めの「生命・身体及び財産の保護」が実現できない机上の作文だったことが証明された。 原発立地が要求する低人口の遠隔地に造るのは、企業にとって賠償金額を少なくする策略の存在が今回の事故で証明された。立地の自己責任とするための本計画（町の原災対策計画）であったようである。従ってどのような結果になろうとも被告東電は無過失という建前にされていることもはっきりした。 （国家賠償事案）	
45	26頁	【広報の問題点とリスクコミュニケーション】 事故発生後の政府の国民に対する情報の提供の仕方には、避難を余儀なくされた周辺住民や国民の立場からは、真実を迅速・正確に伝えられていないのではないか、との疑問や疑いを生じさせかねないも	政府	**＊任務懈怠、確信犯的不作為・避難の妨害の主犯である国は排除しなければならない** 政府事故調は言い方は正しくない。 「～真実を迅速・正確に伝えられていないのではないか、との**疑問や疑いを生じさせかねない**～」という記述に反論する。 「疑問や疑いを生じさせかねない」という言い回しは、原告を非常に立腹させる。 原告が政府事故調を分析しなければならないと思わせたのは、ここにあった。 本件事故対応は「疑問や疑いを『直後から始まり、現在も続いている』のであって、事故の中心的存在を、責任追及から逃れさせるために、国民の前から姿を消してい	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		のが多く見られた。		る。」ので、疑問・疑いを超えて怒りが火の玉になっている。 日本の行政の不作為を、行政が隠すという汚職によって、事故の債権者（被害者）たちは行政の「膿」で、更に苦役を味わされている。	
46	26頁 27頁	周辺住民の避難にとって重要な放射性物質の拡散状況とその予測についての情報提供方法、炉心の状態（特に炉心溶融）や福島第一原発 3 号機の危機的な状態等に関する情報提供方法、また、放射線の人体への影響について、頻繁に「直ちに人体に影響を及ぼすものではない」といった分かりにくい説明が繰り返されたことなどである。	官邸 政府	**＊任務懈怠、職責放棄、事実からの逃避、信用棄損、傷害事案、公務員職権濫用罪、規制主務省庁らは避難をさせない主体者で、重大な加害者である** 2011 年 3 月 11 日以降、避難に要する放射性物質の拡散状況情報は全くなかった。その予測についても全くなかった。原因は、規制主務省庁らの責任回避と菅直人の性格にある。 主因は菅内閣の雑駁な構成にある。特にひどいのは海江田経産大臣の任務懈怠によって、規制権限の行使を怠り、本件事故を招いてしまった原子力安全・保安院の監理・監督の責任を放棄して、官邸に事故の指揮を丸投げさせた。 素人政治家集団の菅政権は、水を得た魚のように舞い上がり、現場の実情を顧みず、思いを優先させて、災害対策基本法並びに原災法を無視して思い込みで事故対応を行った。この反動は、発電所周辺自治体を事故対応組織の原子力災害合同対策協議会に参席させずに、現場が必要としている情報を、パニック防止を理由に官邸のごく少数で把握していた。 結果、本件事故の最大の任務懈怠、善管注意義務違反、偽装、虚偽、怠	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				慢、公務員義務違反等限りない国民への背任事件である。 このため国民の有する権利の「被ばくさせられない権利」、一般公衆の被ばく限度１ミリシーベルトを、はるかに超える被ばくをさせた傷害事件である。 枝野幸男官房長官は、原子力災害対策マニュアルでは広報を担当する立場ではなかった。事故時の広報は ERC と現地対策本部の合同対策協議会に設けられる「広報班：第一原子力保安検査官事務所長が広報担当者になっていた。これを政府災害対策事務局（ERC）が任務放棄によって官邸が主導権を握った。この為なのか分からないが、官邸の乱入により枝野幸男官房副長官が記者会見を行ったとみている。 この原因は、一義的に官邸が予め準備されていた事故時時のマニュアルを踏みにじったことで発生した。 これは、想定外ではなく確信犯的に誤導したものである。	
47	27頁	【国民の命に関わる安全文化の重要性】 事業者である東京電力及び規制当局である保安院のいずれについても、安全文化が十分に定着しているとは言い難い	東京電力、保安院	**＊事故前の被告らの安全文化は物理的な「止める」「冷やす」「閉じ込める」で、事故が起きたら「１００ミリシーベルト以下は発症しない」「現存被ばく量２０ミリシーベルトで帰還できる」「直ちに影響がない」という、精神的な「安心論」を登場させている。偽装、言いふらし、虚偽の流布、不作為、任務懈怠、騙し、優越的地位の濫用、公務員義務違反等** 「十分に定着しているとは言い難い～」国家が反国民になっている現状では、「国民	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		状況にあった。		の命に関わる安全文化の重要性」とは、ほど遠く、むしろ、隠蔽と偽装で虐待されている。これはまさしく優越的地位を濫用した傷害事件である。 本裁判の最も訴えたい箇所である。	
48	27頁	【引き続き事故原因の解明が必要】 福島第一原発の主要施設の損害が生じた箇所、その程度、時間的経緯を始めとする被害状況の詳細、放射性物質の漏出経緯、原子炉建屋爆発の原因等について、いまだに解明できていない点も多々存在する。	東　京電力、政府	**＊平成２３年１２月１６日の野田総理の「事故収束宣言」はウソである。正式な政府災害対策本部となっていない偽の災害対策本部が、対話と合意形成を省いたものにしておき、発電所周辺自治体の参席と合意形成がないままに、現場が収束していないにもかかわらず、偽りを発表したのである。** **その後もこのウソが続いていて、発電所周辺自治体住民を収束したと騙し、１００～２０ミリシーベルトという虚偽の数値で、福島県民を騙しているのである。** そのとおり、ウソを消滅させ、実体、実数を確認し、被告らのウソの流布と偽装を排除しない限り、永久に本件事故の終息はこない。 本件事故は、濃い放射能で検証が妨げられて、詳細な検証は困難な状態になっている。この為、数十年あるいは数百年経ないと真の解明は不可能である。	
49	27頁 28頁	また、住民等の健康への影響、農畜水産物等や空気・土壌・水等の汚染などは、今後も継続的な調査・検証を要する問	東　京電力、政府	**＊当然である、広島・長崎の例にあるように、被曝者手帳が必要である** 今後を言うのであれば、正しい測定を行い、そのままの数値を公開し、御用学者の介入を排除して、判断は国民に任せることが必須条件である。	42 43

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		題であるが、現時点までの調査・検証に止めざるを得なかった。 さらに、原子力損害賠償の在り方や除染等のように、生じた損害の修復の問題であり、かつ、今後長期間の対応を要すると見込まれることから、当委員会の調査・検証の対象とはしなかったものの、被害者や被災地にとって極めて重要で、社会的関心の高い問題である。		原子力損害賠償は加害者たちが被害者排除の状態で作文したものである。 本件において間違えていけないことは、債権者は望まない被ばくを被害と考えている全国民で、債務者は被告東電と被告国である。これほど明確に仕分けができるのに、被告らが推薦した者たちのみで作られた「中間指針」は、非常に偏った損害賠償基準となっている。 正しい基準とするならば、審議委員の適格審査が必要である。適格審査というのは、公平であること、公正であることが審査基準としなければならない。 しかし、本件では、原子力の専門家とか放射線の専門家という者たちで、事故前に原告らが行う、双葉郡の原発関係のあらゆる会議に参席した者たちではなかった。 従って、現場が必要とする専門家に該当する者たちではないということである。 所謂、官僚の作文を追認するために必要とされている者たちが、資源エネルギー庁の作ったシナリオを追認したに過ぎない。 この為、原告は「中間指針」を公正とは評価していない。	
50	28頁	放射線レベルが下がった段階での原子炉建屋内の詳細な現地検証（地震動の影響の検証	東　京電力、政府	**＊当たり前のこと、現場検証なしで事故は終息できない** 当然である。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		も含む）は必ず行うべき作業である。			
51	28頁	【被害の全容を明らかにするための調査が必要】 未曾有の原子力災害を経験した我が国としてなすべきことは、「人間の被害」の全容について、専門分野別の学術調査と膨大な数の関係者・被害者の証言記録の収集による総合的な調査を行ってこれらを記録にまとめ被害者の救済・支援復興事業が十分であるかを検証するとともに、原発事故がもたらす被害がいかに深く広いものであるか、その詳細な事実を未来への教訓として後世に伝えることであろう。	国	**＊この国家的責務を担うステークホルダー組織が必要、被告らは裁かれる立場なので、主導的立場になってはならない** 「人間の被害」の全容解明は必要である。 全容解明の組織（審査委員）の必須条件として、完全なる独立と、忖度しないメディアから情報が正しく公開されなければならない。 この委員には、水の浄化プロセスを用いて、利益相反関係に有る者を排除しなければならない。 水の浄化のプロセスとは、①前処理、②不純物の接触フロック化、③有機物消化、④滅菌処理を経て⑤浄水となる。 審査委員の成立プロセス ①前処理：汚職，贈・収賄履歴、自学・自習が嫌い、政治的中立、宗教的中立、官職についていない、専門性が認められる、利益相反がない、特定の機関からの寄付がない、 ②接触フロック化：①で除去できなかった者の集団を対話させ、異質なものの考え方を持つものを排除する ③有機物消化：IAEA,ICRP,UNSCEAR、放射線医学研究所、放影研、産総研、長崎大学、広島大学、福島県立医大、長瀬ランダウエア、千代田テクノル、	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				日立アロカ等に利益相反関係の有る者 ④滅菌処理：③に残った者を、過去 10 年の経歴から判断する ⑤浄水：晴れて審査員となる ここで、我が国初めてのステークホルダー誕生となり、審査委員を挟んで事故被害者が、対等に、事故発生原因者、規制主務省庁らの本件事故の責任を問うことになって、初めて公正な損害賠償基準が誕生する。 本件では、このような公正な機関が存在していない。	
52	28頁	福島原発災害に関わる総合的な調査の結果を踏まえて記された「人間の被害」の全容を教訓として後世に伝えることは、国家的な責務であると当委員会は考える。 「人間の被害」の調査には、様々な学問分野の研究者の参加と多くの費用と時間が必要となるだろうが、国が率先して自治体、研究機関、民間団体等の協力を得て調査態勢を構築するとともに、調査の実	国	**＊国が関与してはいけない。理由は原子力産業推進機関の立場で、原子力産業者らとの利益相反関係にあるからだ。** 事故発生時の菅政権は、災害対策基本法並びに原災歩を無視して、発電所に思いを傾注して、「人間の被害」については、天皇と菅直人の母親しか心配していなかった。国が率先すると偏りの多い闇ができるので、「**国民が選んだ第三者機関の審査委員**」が計画を立て、ステークホルダーによる調査、検証が必須条件である。 様々な学問分野の参加は願い下げだ。国が率先することも禁じたい。 本件事故発生直後、福島県は県民の県外避難を妨げるために、山下俊一を招聘して、有名な「１００ミリシーベルト以下は発症しない」と言わせて、県民の不安を抑えたことが悲しい史実として記録されている。 ウクライナが辿った悲劇は、国際機関のチェルノブイリ・フォーラムが、被ばくの	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		施についても必要な支援を行うことを求めたい。		影響を否定し、被害者の健康被害の申告を遮り、ウソを世界中に広めたことがあった。 チェルノブイリ・フォーラムを主催したのは、原子力産業のフロントを務める IAEA だったことは、世界中で知られている。 このような妨害から、ウクライナは自国で国民の健康調査を実施したら、多くの健康被害の実態が分かり、ウクライナ法を作り、国民の救済を現在も行っている。 従って、政府事故調が言う政府一体となって「**人間の被害**」を調査することは、委員には「**歴史修正主義者**」が多く、非常に危険で誤った方向に誤導されるので、**信頼性の無い政府の関与は絶対に避けなければならない**。	
	29頁～32頁	【原子力災害の再発防止及び被害軽減のための提言】		**こんな提言を政府事故調がすることは、本件事故を肯定し、被告らを守護することを意味する。** この項に書かれている提言は、政府事故調がこれまで指摘してきたことは、原子力産業を守護・推進するための戯言だったということを示している。 そもそも、本件事故で原子力事業者とこれを推進する建材産業省に、事故を防げなかったことで、地域の社会秩序を壊し、住民たちを住所不定・無職に追い込んだ犯罪に免責を与えるようなものである。 真に政府事故調が公正で本件事故を反省するならば、一旦事故が起きれば、限りなく人命、身体及び地域社会を崩壊に至らしめるので、原子力発電所は社会悪の根源	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				なので、止めるべきと言わなければならない。 従って、こんな提言は不要である。	
53	33頁	【委員長所感・抜粋】 （１）～今回の事故の直接的な原因は、「長時間の全電源喪失は起こらない」との前提の下に全てが構築・運営されていたことに尽きる。「あり得ることは起こる」と考えるべきである。さらに「あり得ないと思う」という認識にすら至らない現象もあり得る、言い換えれば「思い付きもしない現象も起こり得る」ことも併せて認識しておく必要があろう。		**＊原子力安全委員会は第一級の加害者である。委員らの不労所得は返還させて、任務懈怠と不作為の罪に服さなければならない** その通り。「人災の罰則規定」を設ける必要性の感覚が足らない。支弁は成功報酬に限られている、不成功なので、支弁された報酬はすべて返すことを求める。 原子力安全委員会指針集「改訂 13 版」第 1 編　安全審査指針類　第 1 部安全審査指針 31 頁の指針 27　電源喪失に対する設計上の考慮　【長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない。非常用交流電源設備の信頼度が、系統構成又は運用（常に稼働状態にしておくことなど）により、十分高い場合においては、設計上全交流動力電源喪失を想定しなくてもよい。】と明確に SBO 対策の必要性を否定していた。 ここで、SBO 対策について語れば、「外部電源、非常用発電機などの電源が喪失すること。」となっている。本件事故時の状況は、富岡町上手岡にある変電所が地震で壊れて使えず、南相馬市の東北電力送電線鉄塔が津波で流され、更に第一原発構内の送電線鉄塔が崩落して、ことごとく外部電源を失い、SBO 状態になり第一原発は完全に機能を失った。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				これを招いたのは、原子力安全委員会の善管注意義務違反であり、任務懈怠及び不作為が原因である。 本件事故の流れを考えれば、原子力発電所の経営には、高度の注意義務があり、東京電力の善管注意義務違反と結果回避義務違反による人災の側面と、規制主務省庁の原子力安全・保安院の B.5.b 対策実施の欠落並びに、原子力安全委員会の SBO 対策をさせなかったことによる津波・地震災害と相まって「人の任務懈怠による事故」と断定できる。	
	33頁	（２）～人間はものを見たり考えたりするとき、自分が好ましいと思うものや、自分がやろうと思う方向だけを見がちで、見たくないもの、都合の悪いことは見えないものである。自分の利害だけでなく自分を取り巻く組織・社会・時代の様々な影響によって自分の見方が偏っていることを常に自覚し、必ず見落としが		**本件事故を「見たくない、都合が悪い」規制主務省庁らが、素人政治家に事故対応の舵を取らせ、発電所現場のみに国民の目を集中させ、規制責任のある官僚たちは隠れてしまった事件である。** 本件事故の偏りは甚だしく、原発事故の中心の放射能の拡散を隠し、人の被ばく量を測定させず、ABCC の流れをくむ自称専門家たちを利用して、被ばく被害は無かったという作文を追認させ、語り部を利用して被ばく被害の隠蔽に活躍させた。 これを「**欺罔**」と呼ぶことができる。 理由は、想像したくないほどの放射性物質を東日本全体に拡散させたが、被告らが地位を悪用して被害はないとウソをついている。	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		あると意識していなければならない。		しかし、このウソをついたことで、被告らの傷口を広げていることに気付いていないが、収束の見通しがつかないほど大きな「**奸詐**」になっている。	
54	33頁	（３）過去のある時点の想定にとらわれず、常に可能な限り想定の見直しを行って事故や災害の未然防止策を講じるとともに、これまで思い付きもしない事態も起こり得るとの発想の下で十分な準備をすることが必要である。		**＊日本社会に蔓延る、作文社会が現場にウソつかせる体質の改革が必要** 加害企業+周辺住民+第三者機関による未然防止策の策定が大切。無資格の行政職員には現場を見る力が劣っているので、なんでも行政という日本文化はもう遅れているので、ここから出直さないと不幸なことは繰り返すことになる。 「常に可能な限り想定の見直しを行って事故や災害の未然防止策を講じるとともに、」について、本件事故では可能な限りウソをついてきた結果の事故である。これは原告が双葉町長の時、原発の安全対策がウソだったから発生した。ウソをつかずに、津波対策の不備の事実を報告していたら、安全確保協定に基づき、たちまち発電所の運転を止めていた。	
55	33頁	（４）～事業者も規制関係機関も地方自治体も、それぞれの組織が形式的には原発事故に対応する仕組みを作っていた。しかし、いざ事故が起きるとその対応には不備が散見された。それは組織の構成員がその仕組みが何を目的と	事業者、規制関係機関、地方自治体	**＊不備を拵えたのは規制主務省庁らの仕業である。「それは組織の構成員が～十分自覚していなかったためと考えられる。」の指摘は間違っている。ここの部分は政府事故調が意図的に事故の真因をはぐらかしていて、地方自治体に責任があるように装っている。地方自治体には原発の規制義務は無かったので、加害者と一体にはできない。** 企業とは何か、監督責任とは何か、行政とは何か、地域とは何か、信頼とは何かの問題を明確にした事故である。 また、善管注意義務、高度の注意義務、結果回避義務、任務懈怠、不作為等の持つ	6

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		し、社会から何を預託されているについて十分自覚していなかったためと考えられる。		意味と事故時の原点に帰り、災害対策基本法並びに原災法の趣旨に照らして、本件事故時の対応を反省し、責任を明らかにしなければならない。 原発事故は専門的で特殊性そのものであるのに、専門家は町には誰も来なかった。福島県に来たのは、迷惑な放射線の影響を否定する者で、救済が必要な町民には連続して被ばく被害を与えるのみであった。関係機関とは何を意味するのか翻って評価しなければならない。	
56	34頁	（５）～全ての事柄が変化すると考え、細心の注意を払って観察し、外部の声に謙虚に耳を傾け、適切な対応を続けることが必要である。		**＊細心の注意をと言っているが、細心の注意は「津波地震対策を行わないか」だった。これに、規制主務担当者である原子力安全・保安院が最高度の結果回避措置を指示しなかった任務懈怠が本件事故の主因であって、決して想定外ではない。** **政府事故調はいくら美辞麗句を駆使しても、国民をだまして責任を転嫁させる体質をきびしく糾弾し、訴追しない限り、事故は再び起きるだろう。** ステークホルダー・ミーティングを確立させないと、不正義が永遠に続くだろう。反省を求めるならば、利益相反関係にある専門家を排除した第三の目が必要である。	
57	34頁	（６）～どのような事態が生じるかを完全に予見することは何人にもできないにもかかわらず、～危険を危険として認め、危険に正対して議論できる文化を作らなければ、安		**＊この頁では、政府事故調は身内（規制主務省庁ら）かばいをしている。最後に、政府事故調自身の公正ではない、事故隠しの本音を見事に語っている。** 危機に強く反応できるには、熟成された感性を持ち合わせている現場人間を主流にさせないと、危険が見えない。作文主体の文官らでは、五感がないから事故の予兆発見は無理だろう。 本件事故は、国際機関（IAEA,UNSCEAR,ICRP ら）と日本政府の核産業推進者たち	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		全という**ベールに覆われた**大きな危険を放置することになる。		が、描いた「虚像」のモデルによって、事故発生前に発電所周辺自治体を煙に巻いた結果の「人災」である。ウソと偽装による傷害事件である。 **原告が福島第一発電所第二応接室で行われた、平成２０年９月10日の秘密会議の中身を知ったら、安全確保協定に基づき、直ちに発電所の運転を止めていた。*そうすれば裁判所に、津波対策をしても事故は避けられなかったと、空理・空論を言わせることもなかった。*** **当然、大きな事故には至らず、双葉町と原告は無事でいられたのである。** 原子力推進利益相反関係者らが言う「安心論」から言えば、原子力発電所が壊れて、地域社会を崩壊させても、原子力事業者と規制主務省庁には責任がないと裁判所のお墨付きがあるので、避難訓練等不要である。このため安全対策は机上でやることができるようになった。 ***しかも、本件事故によって、地域住民は「実際の安全」でなくても、ウソでも事業者と規制主務省庁の「安心」につながりさえすれば良いという、システムを完成させたようだ。***	
	34頁	この事故は自然が人間の考えに欠落があることを教えてくれたものと受け止め、この事故を永遠に忘れることなく、		**この結びの文面は、畑村流の政府事故調なの分からないが、「～教訓を学び続け何ければならない。」に、異議がある。** 政府事故調査委員の方に語りたいのは、双葉町役場のある騎西高校に畑村陽太郎委	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
		教訓を学び続けなければならない。 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 委員長　畑村洋太郎		員長さんご一行がこられましたが、原告はこの時、事故の調査に来られたと感じられなかった。理由は、いつまでも世間話ばかりで、調査を受けたという感じがありませんでした。時折、随行されていた職員が少し事故時の状況を聞くだけで、何しに来たのだろうかと思いながら応対したと記憶している。 しかし、この最終報告の内容からは、政府側を味方することなく、「やらなければならかったこと」という提言書になっていて、「やってはいけなかった」発電所周辺 6 町を合同対策協議会から外し、地元の意見は何も聞かなかったために、こんな不当な待遇に至らしめたことなどの記載がないことに失望している。 また、避難後の過酷な避難生活で、各避難所で起きた生々しい事件などの記載もなかった。 「騎西高校内で起きていた事件は、狭い教室で畳 1 畳の空間で、いびきがひどいので安眠できない。夜間、小用のためにあちらこちらで起きるので、安眠できない。洗濯干し場で首を吊ろうとしていて、発見されて未遂に終わった者。救急車が四六時中来るので、心が休まらなかった。やがて、教室にボスができて、自分の都合を強制する者が現れたりする者たちも現れた。ペットが教室に入れないので、自分の車においていたり、教室になじめないので、車に寝起きしていたりした。風呂の設備が無いので、銭湯に通ったり、洗濯機の順番取りをしたりしていた。食事はノロウイルスが心配なので、毎食冷たい弁当を食べさせていた。冷蔵庫の提供があり、共有していたら、誰かが食べてしまったり、或る者は、ネットでわいせつな写真を子供に求めて逮捕されたり、ごみを片付ける者と片づけない者が現れたり、女性の	

No.	頁	最終報告書（概要）の【章節等見出し】不作為の内容	担当省庁等	原告の証言 「双葉町地域防災計画　原子力災害対策計画を基に不履行、偽装、言い逃れ等について証言し、被告らの（想定外）という責任回避を許さないためである」	町資頁
				布団に潜り込んだりする者も出て来た。埃を吸い込んで肺炎になって死亡したものもいた。まだまだ多くの事件があるが、原告は、災害現地対策本部長として、会議等に出るために、寸暇を惜しんで東奔西走していた。24 時間中、騎西高校の校長室で寝たのは 24 時から 5 時までで、休日は無かった。阿鼻叫喚を連日連夜繰り返す苦役は、被告らが主張する「想定外」によるものである。」本当の事故調は、災害対策基本法状で被災者がどのような対応がされたのか、又、住民の「生命、身体及び財産の保護」が法律上実行されたのか、されなかったのかを具体的に記すべきだった。又、JCO 臨界事故の反省から生まれた「原子力災害対策特別措置法」は適正に実施されたのか、されなかった原因は何なのかについて、具体的証拠に基づいて記されなければならなかった。 この政府事故調最終報告（概要）に納得していないが、原告の言いたいことを一部語っているので、要点を左欄に記し、中欄に原告の証言として、感想・意見・苦言・提言をまとめたものである。 事故で受けた苦役は、書ききれていないが、これを政府事故調でさえ、このように語っていると陳述書として世に知らしめることを考えて本書を記した。	

結びに

本件、原子力発電所破壊事件は、「核の平和利用という偽旗作戦」が規制主務省庁らのウソによって自爆した事件である。何故、事

件と判断するかといえば、原発は何があっても「止める」「冷やす」「閉じ込める」というスローガンを発電所周辺自治体及び住民に約束していた。しかし、ウソと悪徳は長続きしないという自然の節理を、被告らの巧みな情報操作によって壊し、事故に至った真因を覆い隠し、事故後は風上において支援をすると、被告らは開き直っている。

事故の発生は、原告（双葉町災害対策本部長）に、虚偽の申告をしたために、福島第一原子力発電所を木っ端みじんに壊した。「止める」「冷やす」「閉じ込める」が「ウソ」でなかったら、双葉町と町民は木っ端みじんに壊れることはなかった。しかも、事故後のウソは事故前を上回り、事故前に有ったことを隠蔽し、事故後に作ったウソのシナリオを遡及適用させ、被災者に回復し難い恐怖と物理的被ばく被害を与えている様は、４悪道（阿修羅、畜生、餓鬼、地獄）の例えを被災者に与え、他の国民には不当な負担を強制している。

政府事故調の調査委員の方たちは、本件事故を主に東京で語っているが、現場を語らなければ片手落ちである。

原発事故の事故たる要因は、発電所周辺監視区域内の放射能汚染と、区域外を放射能汚染してはならないという区分があったが、これを政府事故調は一切語っていないことが分かる。政府事故調が放射能汚染の可否について語ると、被告らにとって「想定外」の言い逃れができなくなるからである。原告には町内環境と町民が放射能に汚染された被害を立件する義務が、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、並びに、中央防災会議「防災基本計画（抄）第１０編　原子力災害対策編」に定められている。

政府事故調報告を片手落ちにしないために、歴史に記す現場を語なければならない。

そこで安全対策を事故前に規制主務省庁は何を語っていたのかを、追記として下記に示すことにする。

※ 追記１

≪平成２１年３月　福島県双葉町が作成した「エネルギーのまち　ふたば」の要点を記し、
安全対策は万全だと語っていた部分を引用する。≫

原子力発電所の安全確保

★基本的な考え方

原子力発電所の安全確保の基本は、周辺環境や人々に放射線による影響を及ぼさないことです。そのため原子力発電所は「多重防護」の考え方を基本としています。万が一のときも原子炉を「止める」「冷やす」放射性物質を「閉じこめる」ことで安全を確保しています。

★原子力発電所の安全確保

①放射性物質を閉じ込める構造

５重の壁（ペレット、被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋）によって放射性物質を閉じ込める構造になっています。

放射能を閉じこめる５重の壁

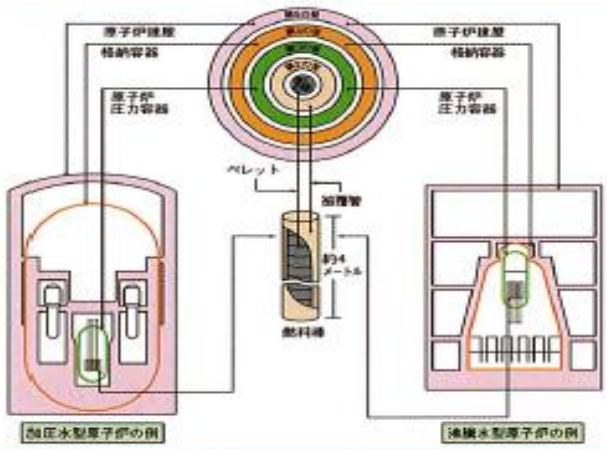

出典：㈶日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2009）

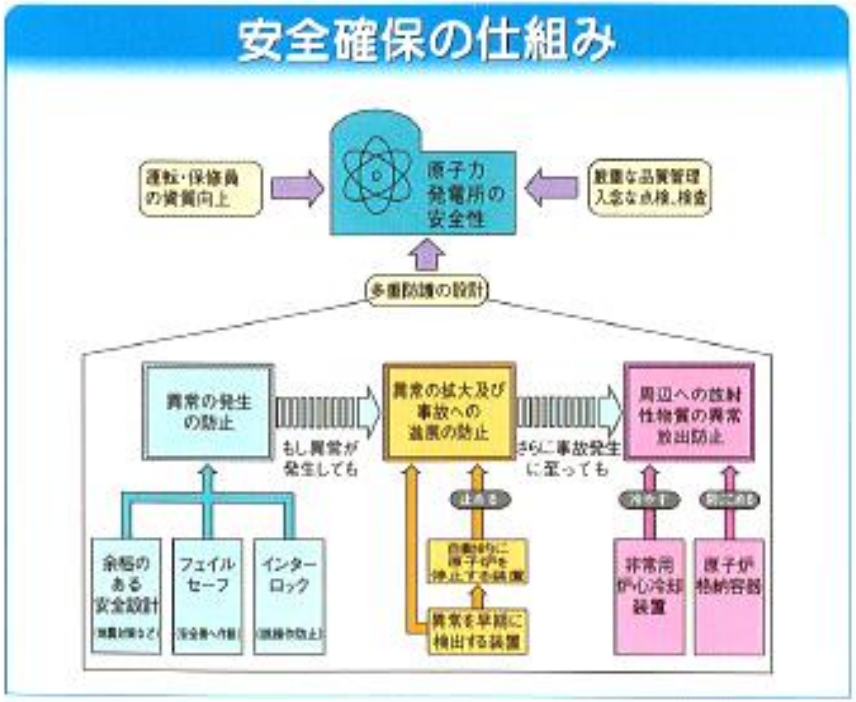

出典:㈳日本原子力文化振興財団:「原子力・エネルギー」図面集(2009)

②多重防護

1　異常の発生を防止するための対策

ⅰ　余裕のある安全設計

ⅱ　誤作動や誤操作によるトラブルの防止

2　事故への進展を防止するための対策

ⅰ　異常を早く発見できる設計

ⅱ　自動的に原子炉を停止できる設計

～「止める」～

3　放射性物質の異常な放出を防止する対策

～「冷やす」「閉じ込める」～

ⅰ　非常用炉心冷却装置（ＥＣＣＳ）

ⅱ　原子炉格納容器

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり、放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれたりすることのないように建設されています。

「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

原子力発電所の地震対策

【安全確保のための８つのポイント】

段　　階	対　　策	説　　明
設計段階における安全性の確認	①徹底した調査	敷地の地質・地質構造はもとより、周辺部を含め活断層や過去に発生した地震等を詳細に調査
	②極めてまれな地震動をも考慮した設計	極めてまれながら供用期間中に発生すると想定される水平方向と鉛直方向の２方向の地震動に対しても、安全上重要な機能は失われないような設計
	③詳細な解析評価	信頼性の高いコードを用いて、想定した地震動が発生した時の重要な建物・機器等の複雑な揺れについて解析し、耐震安全性を詳細にチェック
	④支持地盤及び周辺斜面の安全性を確認	耐震安全上重要な施設を設置する地盤が、地震に対して十分な支持力を有していることを試験や解析を実施して確認するとともに、地震随伴事象として想定される施設の周辺斜面の崩壊等によっても、原子炉施設の安全機能に重大な影響を与えないことを確認
	⑤津波に対する安全性の確認	地震随伴事象として想定される津波について詳細な数値シュミレーション等を実施して施設の安全機能に重大な影響を与えないことを確認
建設、運転段階における安全性の確保	⑥十分な支持性能を持つ地盤に建設	地震による揺れの振幅が小さく、十分な支持性能があり、すべりや有害な沈下等を生ずる恐れがない地盤に建設
	⑦自動停止機能	一定以上の揺れを検出したときには、速やかに原子炉を自動停止させるシステムを整備
	⑧振動台や加振機による耐震性の実証及び耐震限界の把握	振動台や加振機を用いて、実機や実機相当の試験体に設計を上回る地震力を加え、施設の耐震性の実証、設計裕度の把握、設備機能の維持及び解析に用いたコードの妥当性を確認

出典：㈶日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2009）

【立入調査、状況確認】

県及び立地町は、原子力発電所の安全確保に関することについて、随時、立入調査及び状況確認を行っています。

【安全確保技術連絡会】

県及び立地町は、環境放射能の測定データの評価解析及び発電所の安全確保、信頼性の向上の協議を定期的に行っています。

広報・安全等対策交付金

電源三法に基づく広報・安全等対策交付金制度により、地域における広報活動の充実が図られています。双葉町においても、昭和55年度から広報・安全等対策交付金により、地域住民の皆さんが原子力に対する正しい理解を得るための知識の普及、及び地域住民の安全確保に関する事業を行っています。

≪平成１７年３月のエネルギーのまち　ふたばにも≫にも、発電所は壊れないと明記されていた

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。

「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

上記の内容からすれば、本件事故を「想定外」と片づけることはできない。

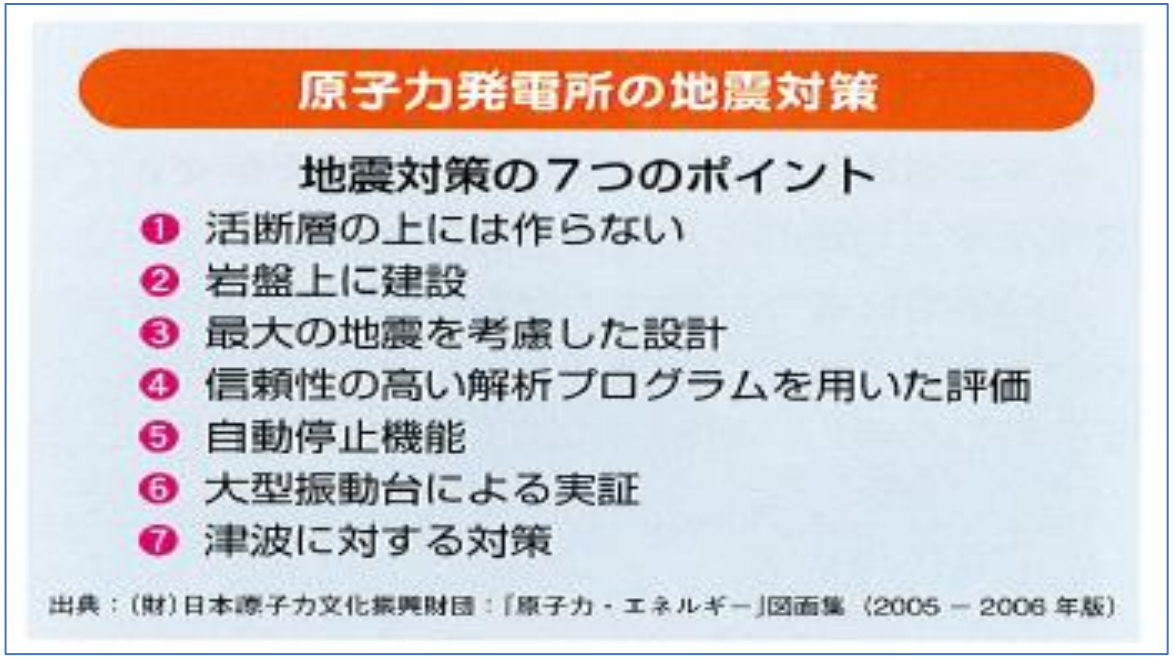

これで、被告らは本件事故を「想定外」とは言えない。2022 年 6 月 17 日には最高裁判所は過った判決をした。

≪　第１条から第１６条まで定められていた　≫

附　　則

この協定は、平成３年４月１日から実施する。

この協定成立の証として、協定書４通を作成し、甲、乙、丙それぞれ１通を保有するものとする。

平成３年３月18日

甲　福島県知事
乙　双葉町長
　　大熊町長
丙　東京電力株式会社
　　取締役社長

※ 追記２　これは福島県原子力広報協会が発行しているアトムふくしまの別冊として広報協会構成市町村民に配布されたものです。

ここでは、東電との安全確保協定について説明されているので、ここに示しました。

安全確保対策の基礎知識その２

原子力発電所周辺の安全確保対策について、県と発電所立地町等はどう関わっているの？

原子力発電所の安全確保については、原子炉等規制法や電気事業法により、国が一元的に規制、監督し、福島県及び原子力発電所立地町等には電力会社を法的に指導・監督する権限はありません。

しかし、原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県と町は自主的に、東京電力株式会社と約束を交わしています。

この約束が「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」、「東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」といい、「安全協定」と呼ばれています。

安全協定は、昭和44年４月に福島県と東京電力株式会社との間で締結されましたが、さらに地域に密着した安全確保対策を講じるため、昭和51年３月には原子力発電所立地町を加えた三者協定に改定されました。

東京電力㈱福島第一原子力発電所の安全協定

東京電力㈱福島第二原子力発電所の安全協定

安全協定は、福島第一原子力発電所については、「大熊町・双葉町」と「福島県」と「東京電力株式会社」との間で、福島第二原子力発電所については、「楢葉町・富岡町」と「福島県」と「東京電力株式会社」との間でそれぞれ締結されています。

安全確保対策の基礎知識その３

「安全協定」はどんな内容なの？

安全協定は全16条の条文で構成されていますが、その運用や会議の運営については、さらに詳細な規程が定められています。安全協定の主な内容は次のようになります。

安全協定
（全16条で構成）

- ① 品質保証活動
- ② 事前了解
- ③ 通報連絡義務
- ④ 放射能及び温排水の測定調査
- ⑤ 安全確保技術連絡会の設置
- ⑥ 立入調査
- ⑦ 状況確認
- ⑧ 適切な措置の要求
- ⑨ 安全確保連絡会議の設置

① 品質保証活動

電力会社は、原子力発電所施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階で積極的に品質保証活動を行うこととなっています。

この品質保証活動に関する条項は、昭和57年３月の改定で全国で初めて取り入れられました。

② 事前了解

東京電力株式会社が、原子炉施設及びこれに関連する施設等を新増設又は変更しようとするとき（具体的には放射性廃棄物の貯蔵施設を設けたり、新型燃料を導入する場合など）は、国に許可申請を行う前に県、立地町に了解を得ることが定められています。

県及び立地町では、安全対策部会（県、立地町で構成）の場などで十分協議し判断を行います。

事前了解の申出がなされてからの手続きの流れ

- 東京電力㈱：原子炉施設の設置、変更の計画概要書 → 国へ申請
- 県、立地町：安全対策部会で技術的事項の検討、協議 → 協議結果を知事、町長に報告、公表 → 事前了解 → 国へ申請

環境試料採取による環境放射能監視

福島県では、環境放射能モニタリングにおいて、環境試料に含まれる放射能を測定していますが、これは、発電所周辺地域の広い範囲にわたって土、上水、海水、海底の土、農畜産物、水産物などを採取するところから始まります。採取した環境試料に含まれる放射能は極めて少ないため、試料に応じて蒸発凝固や灰化などの濃縮処理を行い、さまざまな機器を使って測定します。

まず、環境試料に含まれる人工放射性物質を測定するために、ゲルマニウム半導体検出器を使用し、測定試料から放出されるガンマ線を計測します。

また、環境試料の放射能レベルの比較や変動を把握するために、ローバックグラウンドガスフロー計数装置を使用し全ベータ放射能を測定します。ゲルマニウム半導体検出器と異なり、人工放射性物質の分析はできませんが、比較的少量の環境試料でも迅速に測定することができます。

さらに、海水、上水に含まれるトリチウムという放射性物質を測定するために、液体シンチレーション測定装置を使用し、測定試料から放出されるベータ線を計測しています。

※追記３

以下は、毎年行っていた防災訓練のシナリオをダイジェスト版にして示したものです。平成 22 年 11 月 25 日・26 日に行った福島県主催の原子力防災訓練の時にも、ほぼ同じシナリオで実施しました。事故時の体制はこの訓練を通して、双葉町では確立していました。

ところが、平成 23 年の本物の事故には、なんの断りもなく、発電所周辺自治体の参集町の浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町を排除して、このシナリオを一切放棄してしまい、防災訓練の実務経験のない菅政権が主導して、事故回避義務のあった省庁が誤導を繰り返してきている。この為、原告は非情の境地に追い込まれたままである。従って、原告の主権回復と住民の私権の回復のための、本当の事故対応は未だに始まっていない。

政府事故調は良くわかっていると思うが、被告らが、再三、原告に裁判で争う資格がないと主張しているのに対し、義憤をもって、当裁判で、被告らの非合法の実体を理解してもらいたいと思い、以上を陳述しました。

福島県原子力災害対策センターの役割

原子力災害時の活動拠点として

原子力災害発生時には、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援など様々な緊急事態応急対策が必要であり、これらの対策に関係する国、県、市町村、原子力事業者、防災関係機関及び専門家などが一体となって対応する必要があります。

そのためには、これらの関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図ることが必要であり、そのための拠点となる施設が、原子力災害対策特別措置法に定める「緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）」です。

福島県原子力災害対策センターは、東京電力㈱福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所において原子力災害が発生した場合に「緊急事態応急対策拠点施設」として使用することを目的として、福島県と国が協力して整備したものです。

※福島県が土地・建物及び付帯設備を、国が通信設備・情報機器を整備しました。

解説：　このパンフレットは福島県が作って、県民、関係機関に配布していたもの。平成 23 年 3 月 11 日以降は、このパンフレットに記載されているすべてを実行していない。悪戯に考えれば、このパンフレットはなんの意味を持たない漫画と考えていたのか、それとも公文書虚偽記載だったのか、説明はされていない。

しかしである、過去の防災訓練はこのパンフレットに記載されている写真は実在しているので、人物を特定できる。双葉町役場の副町長も写真に写っているので、このパンフレットの記載は本物である。しからば、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故にも、双葉町の副町長が写真に写っていなければならない。被告らが原告に対して、裁判で争う原因は無いと言っているが、争う理由はここに「**実在しなければならい写真がない**」ことだと明言しておく。

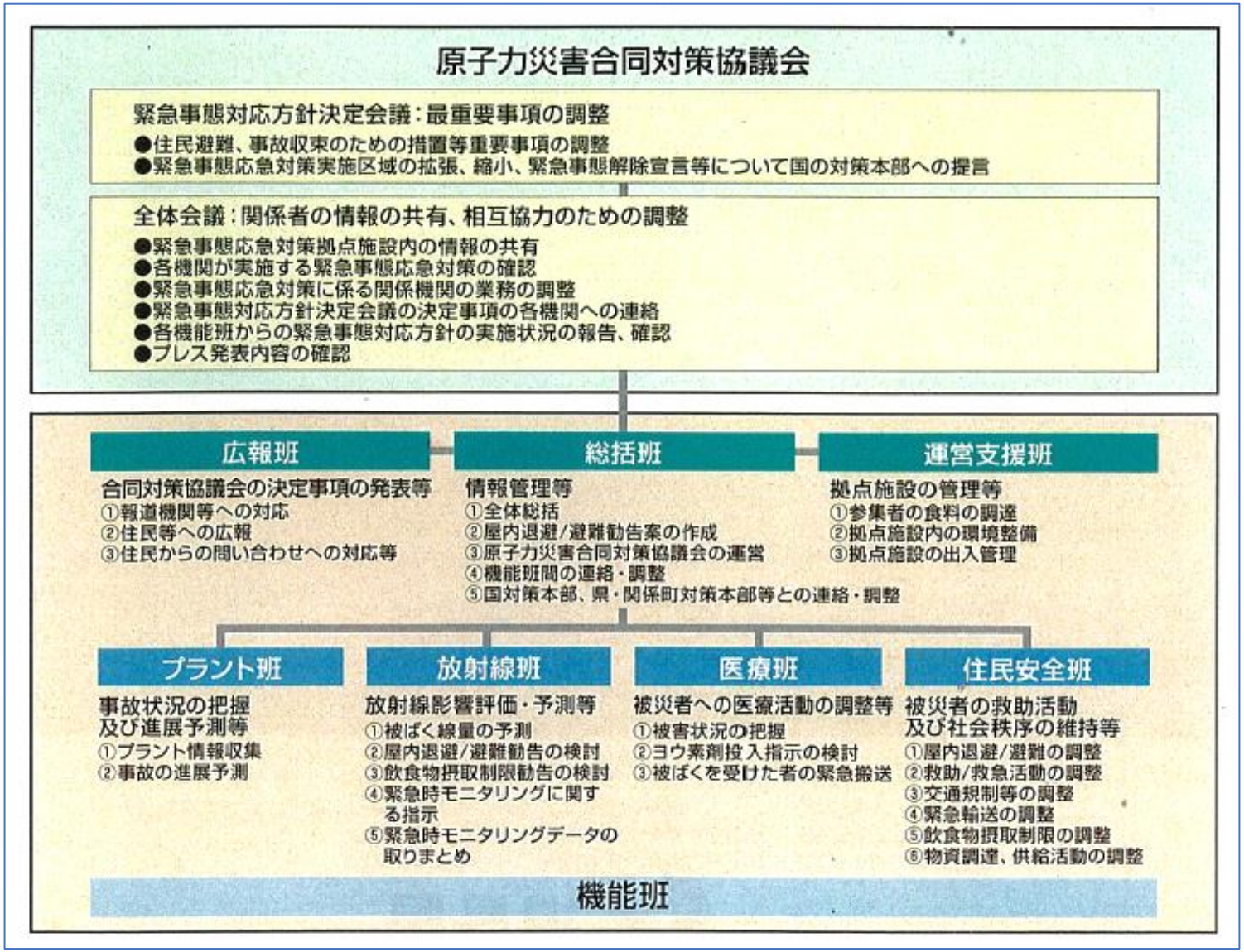
原子力災害合同対策協議会
緊急事態対応方針決定会議：最重要事項の調整
●住民避難、事故収束のための措置等重要事項の調整
●緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言
全体会議：関係者の情報の共有、相互協力のための調整
●緊急事態応急対策拠点施設内の情報の共有
●各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
●緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
●緊急事態対応方針決定会議の決定事項の各機関への連絡
●各機能班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認
●プレス発表内容の確認
広報班
合同対策協議会の決定事項の発表等
①報道機関等への対応
②住民等への広報
③住民からの問い合わせへの対応等
総括班
情報管理等
①全体総括
②屋内退避/避難勧告案の作成
③原子力災害合同対策協議会の運営
④機能班間の連絡・調整
⑤国対策本部、県・関係町対策本部等との連絡・調整
運営支援班
拠点施設の管理等
①参集者の食料の調達
②拠点施設内の環境整備
③拠点施設の出入管理
プラント班
事故状況の把握
及び進展予測等
①プラント情報収集
②事故の進展予測
放射線班
放射線影響評価・予測等
①被ばく線量の予測
②屋内退避/避難勧告の検討
③飲食物摂取制限勧告の検討
④緊急時モニタリングに関する指示
⑤緊急時モニタリングデータの取りまとめ
医療班
被災者への医療活動の調整等
①被害状況の把握
②ヨウ素剤投入指示の検討
③被ばくを受けた者の緊急搬送
住民安全班
被災者の救助活動
及び社会秩序の維持等
①屋内退避/避難の調整
②救助/救急活動の調整
③交通規制等の調整
④緊急輸送の調整
⑤飲食物摂取制限の調整
⑥物資調達、供給活動の調整
機能班

原子力災害対策のしくみ

異常な事象の発生
（原子力災害対策特別措置法第10条）

国は経済産業省に警戒本部を設置するとともに、現地における防災関係機関の相互の連絡・調整を行うため、福島県原子力災害対策センターにおいて**「現地事故対策連絡会議」**を開催し、原子力防災専門官が、県や関係町への事態の説明や応急対応に関する助言を行います。

県と関係町は、福島県原子力災害対策センターに職員を派遣し、国、原子力事業者、防災関係機関などとの情報の共有を行います。

異常な事象が「原子力緊急事態」に該当すれば……

緊急時
（原子力災害対策特別措置法第15条）

発生した事象が原子力緊急事態に該当する場合（原災法第15条）には、国は内閣総理大臣を長とする「原子力災害対策本部」を官邸に設置するとともに、福島県原子力災害対策センターに、国、県、関係町、原子力事業者、防災関係機関、専門家などが一堂に会する**「原子力災害合同対策協議会」**を組織して、事故の状況把握と予測、事故収束のための措置、環境放射線モニタリング、住民広報、被ばく医療措置、避難した住民に対する支援などの各種の応急対策を関係機関が一体となって行います。

■プレスルーム

原子力防災専門官及び原子力災害合同対策協議会が取りまとめた事故の状況、応急対策の実施などに関する資料を、報道機関などに提供するための部屋です。

また、ここでの情報を迅速に伝達するため、報道機関が使用する電話回線なども整備されています。

■県・町ブース

福島県原子力現地災害対策本部が設置されるとともに、関係町などから派遣された連絡員がそれぞれの町災害対策本部などと連絡をとるためのスペースです。

ここには、内堀雅雄福島県副知事と、原子力センター所長ら及び双葉郡６町の担当者が福島県原子力災害現地対策本部会議を行っている場面。

■総括班・広報班

原子力災害合同対策協議会の総括班と広報班が置かれます。
総括班は、合同対策協議会を運営するとともに、県、関係町、原子力事業者などとの連絡調整を行います。
広報班は、住民への広報活動、報道機関への対応を行います。

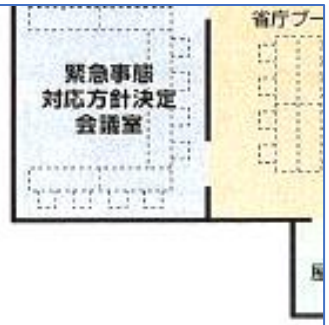

■住民安全班・医療班

原子力災害合同対策協議会の住民安全班と医療班が置かれます。

住民安全班は、屋内退避や避難、救助・救急活動、交通規制などの調整を行います。

医療班は、被災者への医療活動、安定ヨウ素剤投与、被ばく医療活動の調整を行います。

■全体会議エリア

原子力災害合同対策協議会の全体会議を開催するスペースです。

国、県、関係町、原子力事業者、防災関係機関の代表者、各機能班の責任者などが出席して、情報の共有、応急対策実施のための関係機関相互の調整、広報文の確認などを行います。

前方の大型スクリーンには、ＥＲＳＳ、ＳＰＥＥＤＩ（10頁参照）などの情報や、テレビ会議の映像が表示されます。

■現地本部長室

政府の現地対策本部長（経済産業副大臣）の執務室です。
現地における実質的な責任者として関係機関に対する調整や指示を行い、緊急事態における応急対策を実施します。

■緊急事態対応方針決定会議室

屋内退避又は避難の決定、安定ヨウ素剤服用、事故収束のための措置などの最重要事項について調整を行う「緊急事態対応方針決定会議」を開催します。

ここでは、首相官邸、経済産業省、福島県庁、関係町役場との間でテレビ会議を行い、内閣総理大臣から国現地本部長、知事、関係町長に対し応急対策の指示が出されます。

■経済産業省、関係省庁ブース

経済産業省、文部科学省、内閣府、総務省消防庁などの各省庁から派遣された職員が使用するスペースです。

■放射線班

原子力災害合同対策協議会の放射線班が置かれます。

放射線班は、県環境放射能監視テレメータシステムによる発周辺の放射線測定データや、ＳＰＥＥＤＩ（10頁参照）による性物質の拡散予測結果などを評価し、屋内退避や避難が必要なの検討を行います。

映像システム及びテレビ会議システム

映像システムは、ヘリコプターなどのカメラ映像、ＴＶ映像、ＥＲＳＳ及びＳＰＥＥＤＩなどのデータ端末の画面を、全体会議の大型表示装置や壁面設置の情報共有表示装置に表示します。

また、テレビ会議システムにより、福島県原子力災害対策センター、首相官邸、経済産業省、福島県庁、関係町役場が結ばれており、原子力災害合同対策協議会が取りまとめた各種情報を映像と音声で各会場へ提供したり、関係町が取りまとめた被害状況を県や国に報告することが可能なため、災害情報の共有や住民避難などの重要事項の意思決定を迅速に行うことができます。外部との通信回線は、専用回線と衛星回線の２系統が確保されています。

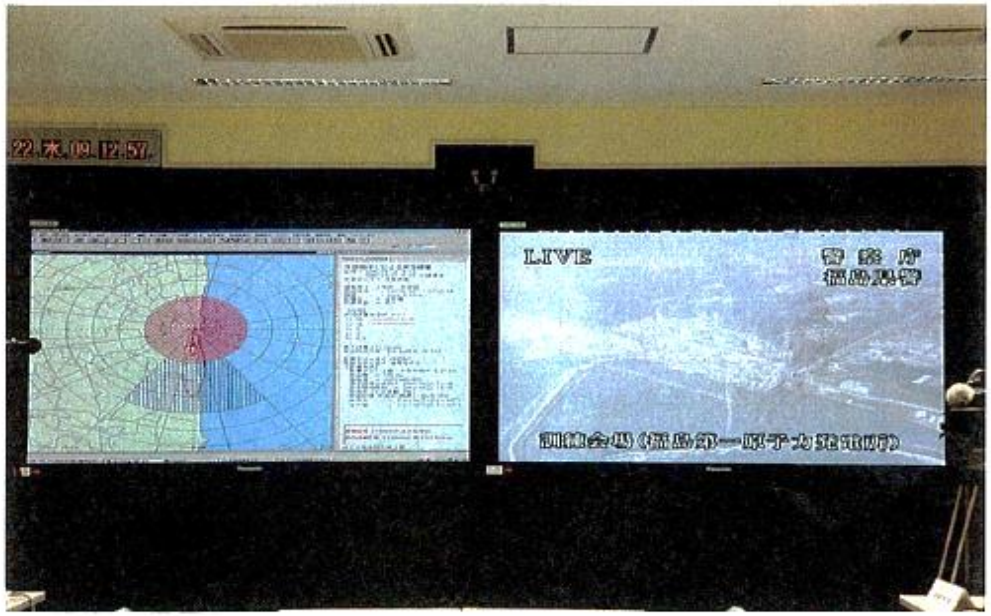

全体会議用大型表示装置

福島県庁局

このテレビ会議システムは、平成 22 年 10 月の静岡県総合防災訓練時の、浜岡原発総合防災訓練時にも使われており、官邸危機管理センターにおいて、菅総理は緊急事態宣言を発出し、同時に１０ｋｍ以内の住民に避難指示を出していた。

各種情報表示システム

人口分布や社会情報などに関する情報、アメダスなどの気象情報、その他災害対策活動に必要な各種情報を集約し表示するシステムです。

気象情報の表示例

一斉招集連絡システム（原子力防災専門官室）

原災法第10条通報があった場合、初動期に必要な情報の共有を図るため原子力防災専門官が開催する「現地事故対策連絡会議」の構成員への招集連絡を一斉に行うシステムです。

一斉召集連絡システムは、平成22年度福島県原子力防災訓練時に、特別に参集訓練まで行っていたが、本件では全く参集の連絡は無かった。この装置が無かったら、連絡が来なくても双葉町はオフサイトセンターへ職員を派遣していた。この装置の電源が無くて作動できなかったら、電源の回復後に一斉召集ができたはずである。これは誰かの指示で意図的に参集させなかったのではないかと疑っている。その理由は、福島県の内堀副知事がオフサイトセンターにいたことはわかっているのに、双葉郡の浪江から広野町まで全町がオフサイトセンターに参集させられていないことは、何か理由があったのではないかと悪意に感じている。

緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）

原子力発電所で事故が発生した場合、第一義的には原子力事業者が施設の状態判断や事故の進展予測判断を行いますが、ＥＲＳＳは、原子力事業者から送られてくる原子炉などに関する情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知的データベースに基づいて事故の状態を判断し、今後の事故進展をコンピュータにより解析・予測するシステムで、緊急時における国の応急対策を支援します。

①発電所情報表示例

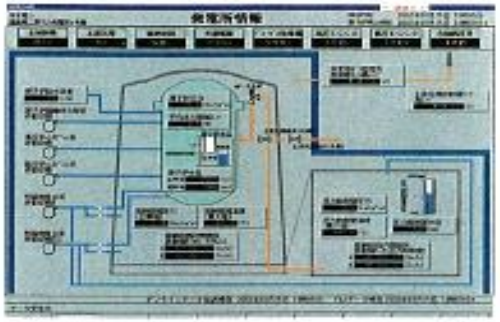

②環境パラメータ表示例

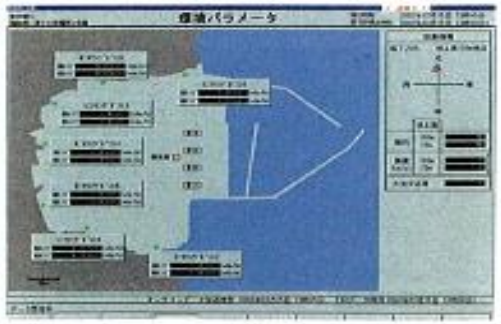

③事故状態の判断・予測例

④今後の事故の進展予測例

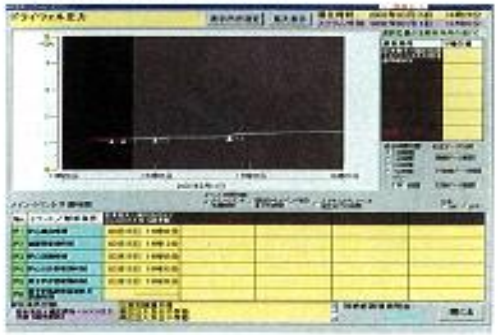

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（ＳＰＥＥＤＩ）

原子力発電所から大量の放射性物質が放出されたり、あるいは、そのおそれがあるという緊急事態に、周辺環境における放射性物質の大気中の濃度及び被ばく線量などを、放出源情報、気象条件及び地形データを基に迅速に予測するシステムです。

災害対策本部は、ＳＰＥＥＤＩが予測した情報を基に、住民のための防護対策の検討を迅速に進めることができます。

①風速場の予測例

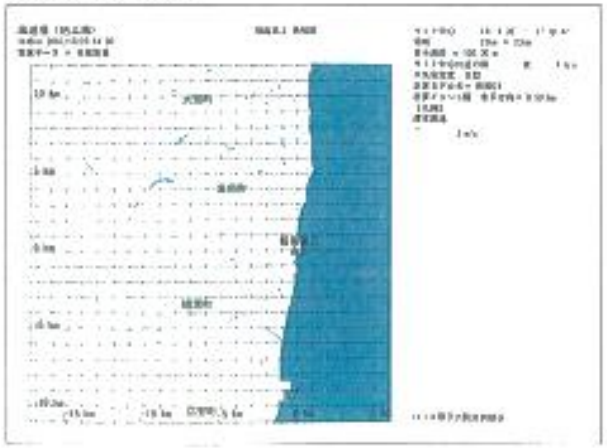

②吸収による甲状腺被ばく等価線量予測例

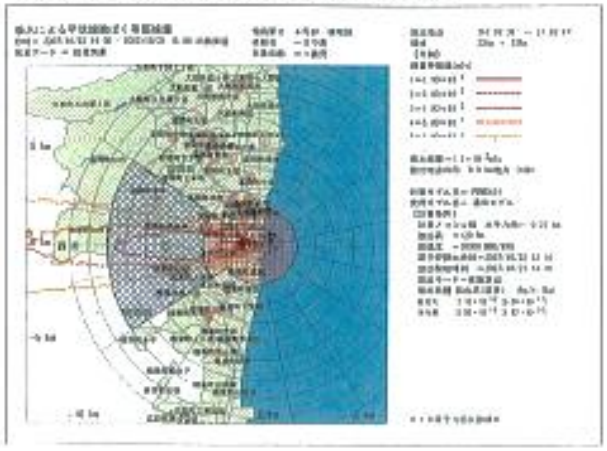

平成22年度 総合防災訓練大綱案（概要）

資料１－１

（1）地震を想定した総合防災訓練

ア 「防災の日」政府本部運営訓練 → 初めて東海地震と東南海・南海地震が連動して発生した場合を対象

東海地震と東南海・南海地震が連動して発生した場合を想定し、内閣総理大臣を始めとする全閣僚が参加して、緊急災害対策本部（官邸）の運営訓練を実施

イ 現地訓練（政府調査団派遣、実動省庁の訓練への参画等）

・東海地震を想定した静岡県総合防災訓練との連携
・首都直下地震を想定した九都県市合同防災訓練との連携（千葉県）
・直下型地震を想定した近畿府県合同防災訓練との連携（三重県）

ウ 津波防災総合訓練

・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波を想定した訓練を実施

（2）原子力災害を想定した原子力防災訓練

中部電力（株）浜岡原子力発電所における事故を想定した訓練を実施

（3）政府の災害応急対策を担当する職員を対象とした訓練

ア 政府現地対策本部訓練
有明の丘基幹的広域防災拠点等において、政府現地対策本部の業務について訓練を実施

イ 政府初動対応訓練
官邸危機管理センターにおいて、政府の初動対応業務について訓練を実施

上図の（２）原子力災害を想定した原子力防災訓練　（３）政府の災害応急対策を担当する職員を対象とした訓練として、ア及びイにおいて、原災法に準じた訓練を行っていた。これは、この訓練を映した映像から確認できる。ではなぜ、東電の事故ではこのような手順を踏まずに、官邸だけが主導したのか、政府事故調はこの部分の説明が足らないようだ。

菅直人総理は、上記に記されている事故対応体制を知ることもなく、何もなかったから政府災害対策本部長として、原発事故を采配したと彼の著書で語っているが、それはウソである。上記に記されている現場の体制と役割を果たせないように乱入し、発電所周辺自治体の責務の「住民の生命、身体及び財産の保護」を、守れないようにしたのである。原告から言えば、菅政権は、原告ら双葉住民に取り返しのつかない被害と、先が見通せない損害を与えたのである。

以上